一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻

設置の趣旨等を記載した書類　資料

目次

【資料１－１】社会科学とデータサイエンスの融合により誕生した「ソーシャル・データサイエンス」 1
【資料１－２】産業界からの本研究科早期設置に関する要望書 2
【資料１－３】政策機関からの本研究科早期設置に関する要望書 12
【資料１－４】第４回社会科学の発展を考える円卓会議（議事録） 17
【資料１－５】学術団体からの本研究科早期設置に関する要望書 23
【資料２－１】「設置構想についてのアンケート調査」報告書（抄） 28
【資料３－１】University of Oxford の Master of Science in Social Data Science プログラムの修了要件 33
【資料３－２】University of Copenhagen の Master of Science in Social Data Science プログラムの修了要件 34
【資料４－１】カリキュラムの構成（研究科修士課程） 35
【資料５－１】ソーシャル・データサイエンス研究科　履修モデル（高度専門職業人材） 36
【資料５－２】ソーシャル・データサイエンス研究科　履修モデル（複合的学問領域の研究人材） 37
【資料５－３】ソーシャル・データサイエンス研究科　事前教育プログラム 38
【資料５－４】ソーシャル・データサイエンス研究科における研究指導プロセス 39
【資料５－５】ソーシャル・データサイエンス研究科における研究指導プロセス（スケジュール） 40
【資料５－６】演習の開講とソーシャル・データサイエンスの涵養 41
【資料５－７】一橋大学における人を対象とする研究の倫理規則 42
【資料５－８】一橋大学研究倫理審査委員会内規 44
【資料６－１】「設置構想についてのアンケート調査」報告書（抄） 46
【資料８－１】国立大学法人一橋大学職員就業規則 61
【資料９－１】ソーシャル・データサイエンス研究科　時間割表 74
【資料 10－１】一橋大学ソーシャル・データサイエンス研究科運営協議会に関する申合せ（案） 75
【資料 10－２】一橋大学ソーシャル・データサイエンス研究科教育協議会に関する申合せ（案） 77
【資料 12－１】学位論文に係る評価に当たっての基準 79
【資料 13－１】ソーシャル・データサイエンス研究科の教育改善システム 80

社会科学とデータサイエンスの融合により誕生した「ソーシャル・データサイエンス」

資料１－１

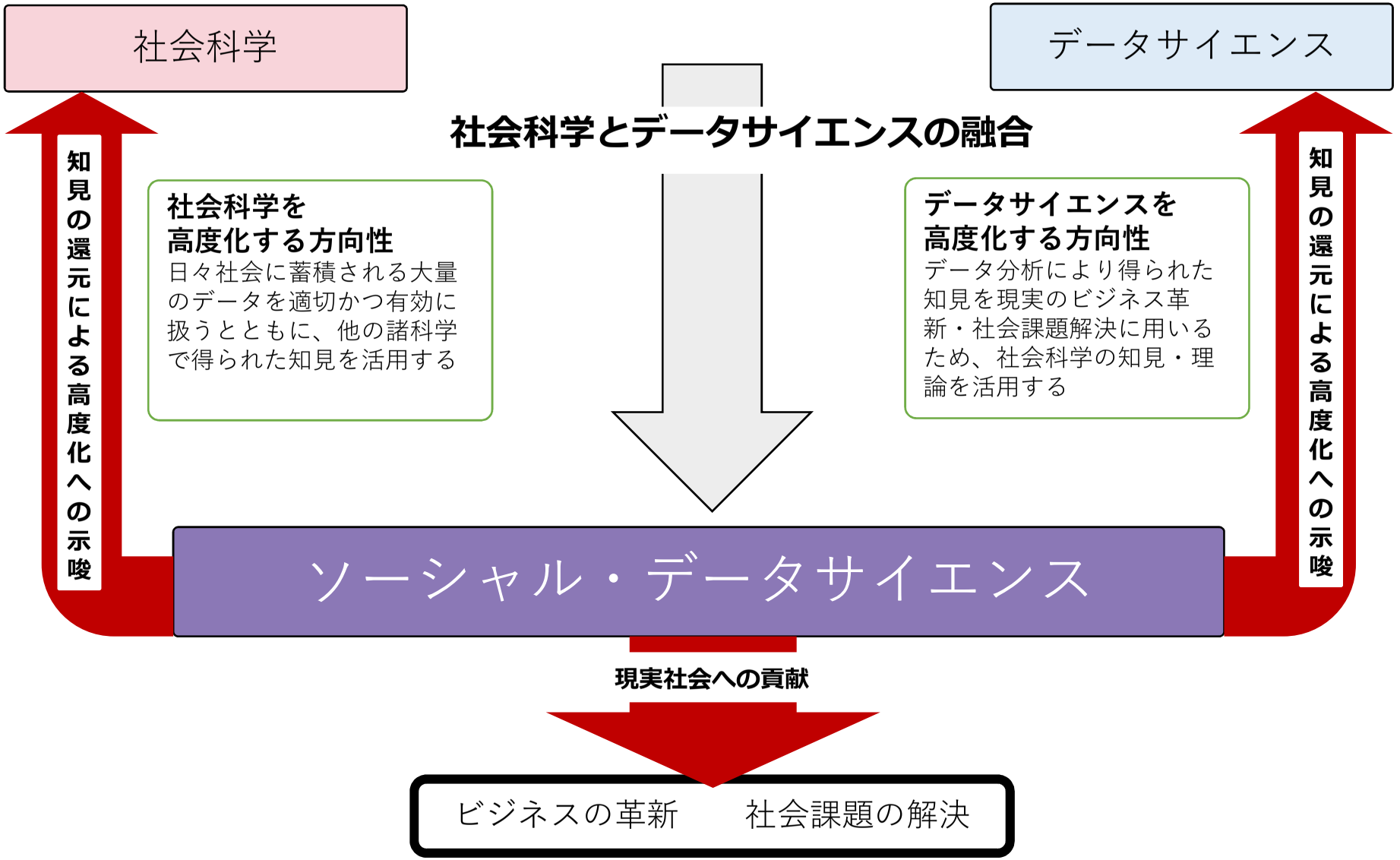

KANEMATSU
兼松株式会社 〒105-8005 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館

資料１－２

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部ならびに
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

貴学におかれましては、社会科学の総合大学として、グローバルな課題解決に向けた社会イノベーションに資する人材育成をその使命と掲げ、先端的かつ国際的な社会科学の研究を推進し、日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献してこられました。
その姿勢は、伝統的開拓者精神をもって企業の社会的責任を果たし、国際社会に貢献するという当社の創業主意とも相通じるものであります。

業界秩序を覆すような技術やビジネスモデルの出現により、全ての業界がデジタルトランスフォーメーション（DX）推進を急務としています。
係る情勢下、当社においても、事業活動を通じて得られるデータをデータサイエンスの知見に基づいて分析し、事業・サービスの開発を牽引できるような学部卒業レベルの人材が求められています。また、高度な分析を通じて、事業改善やサービス向上に関する提言ができる人材、得られたデータに高度な分析を施すことによって、価値の創造を顕現させ新たなビジネスアイデアを創出することができる大学院修士課程卒業レベルの人材が求められています。

貴学で積み重ねてきた社会科学研究の礎に高度なデータサイエンスの知識を融合することで、データ利活用に基づいた社会課題解決の提案・実行ができる人材育成が推進されると認識しており、貴学が進めようとしているデータサイエンス人材の教育研究プログラムに大きな期待があります。

つきましては、貴学において、ソーシャル・データサイエンス学部ならびに大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の設置が早期に実現されることを強く要望いたします。

令和四年一月十二日

東京都港区芝浦一丁目2番1号
兼松株式会社
代表取締役　宮部佳也

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

一橋大学（貴学）のソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想について、早期に設置いただきますよう、以下のとおり要望いたします。

近年、個人のライフスタイルや価値観は多様化、意思決定プロセスや消費行動がデジタル中心に移行するなど、劇的な社会変化を迎えております。そうした変化で社会には膨大なデータの蓄積がなされる中で、そのデータを読み解き社会課題を解決する人材が日本のみならず世界で求められると認識されています。

当社においては、まちづくりを通した社会貢献を掲げる中で多様な 1 人ひとりに「まちと関わる意味」を明示すべく、リアルな不動産とデジタルを融合させたUXをデザインしどう価値提供するのかを喫緊の課題として考えております。
このような人材には、社会科学とデータサイエンスの知識を融合し、社会で蓄積されるデータを活用し社会経済の諸課題を改善・解決・イノベーションできる能力が備わっていることが肝要であると認識しており、貴学が進めようとしている人材養成に大きな期待をしております。
また、大学卒業レベルの基本的な分析力と課題解決力を有する人材の不足も課題であると同時に、大学院修士卒業レベルのより発展的な分析力や課題解決力の人材も不足していることから、学部だけでなく大学院の設置も急務であると考えます。

また、貴学におかれましては、これまで市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献されてきました。
このように社会科学の歴史と実績に基づく強固な教育研究基盤がある貴学であるからこそ、データサイエンスの要素が加わることで、当社のみならず社会経済の要請の隅々にまで応えることのできるソーシャル・データサイエンス学部・研究科が新設されることと大いに期待し、先進的な教育研究プログラムを可能な限り早期に実現されることを強く要望いたします。

令和 4 年 2 月 2 日

東京都千代田区大手町一丁目１番１号
三菱地所株式会社
執行役社長　　吉田　淳一

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

一橋大学（貴学）のソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想について、早期に設置いただきますよう、以下のとおり要望いたします。

近年、急速なIT技術の進展により社会環境が大きく変貌しており、膨大なデータを読み解き社会経済の課題解決力を有する人材の養成が日本の産業競争力強化や社会経済発展のために不可欠の要件であると広く認識されております。

当社においては、様々な事業活動を通じて取得されたデータを基にした分析を効果的に活用することで、事業創造や課題解決を行うことができる人材の育成を喫緊の課題として考えております。

このような人材には、社会科学とデータサイエンスの知識を融合し、社会で蓄積されるデータを活用し社会経済の諸課題を改善・解決・イノベーションできる能力が備わっていることが肝要であると認識しており、貴学が進めようとしている人材養成に大きな期待をしております。

また、大学卒業レベルの基本的な分析力と課題解決力を有する人材の不足も課題であると同時に、大学院修士卒業レベルのより発展的な分析力や課題解決力の人材も不足していることから、学部だけでなく大学院の設置も急務であると考えます。

また、貴学におかれましては、これまで市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献されてきました。

このように社会科学の歴史と実績に基づく強固な教育研究基盤がある貴学であるからこそ、データサイエンスの要素が加わることで、当社のみならず社会経済の要請の隅々にまで応えることのできるソーシャル・データサイエンス学部・研究科が新設されることと大いに期待し、先進的な教育研究プログラムを可能な限り早期に実現されることを強く要望いたします。

令和　4　年　1　月　19　日

日本アイ・ビー・エム株式会社
代表取締役社長執行役員
山口　明夫

国立大学法人一橋大学長　中野　聡　殿

一橋大学（仮称）ソーシャル・データサイエンス学部ならびに
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の設置に関する要望書

貴学におかれましては、日本及び世界の様々な課題の解決に向けた社会イノベーションに資する知識創造と人材育成を使命とし、先端的・学際的・国際的な社会科学の研究・教育を推進することを目指されています。

現代社会はIT技術の急速な進展により、これまで以上に社会科学の重要性が増すと考えられ、弊社の関わるエンターテインメント産業発展のために、以下のように新たな人材育成を行っていただけますよう要望いたします。

急速なIT技術の進展により社会環境が大きく変貌しております。

弊社においては、「感動だけが、人の心を撃ち抜ける」という思いのもと、コンテンツ創造に関する事業を40年以上に渡って行って参りました。近年は、コンテンツ産業のグローバル化とテクノロジーの進展により、感動を与えるコンテンツの創造やその普及には、データに基づく判断が極めて重要であると認識しております。

弊社では、コンテンツ制作事業・ライブ事業・マーチャンダイジング事業・ファンコミュニティ事業等で生成された多様なデータ、ソーシャルメディアやウェブ媒体に発信される大量のデータ、その他の事業活動に関係する弊社以外の企業等が生成したデータなどの分析に基づく価値創造を求めております。

これらのデータは多様かつ膨大であり、性質も大きく異なることから、一般的なデータ分析手法では有益な知見を得ることができません。また、データ分析は事業活動と不可分であり、戦略的重要性が高いことから、その分析は社内で行う必要があり、それを担う人材にはデータ分析だけでなく、コンテンツ創造や経営的判断に関する知見も有する必要があります。

このような状況から、貴学が進められようとしている社会科学に関する深い知見を有しつつ、データサイエンスのスキルを活用可能な学部レベルの人材は、プロダクトやサービスの開発、プロモーション・マーケティング活動、情報リスクマネジメントを牽引できることが期待され、弊社が正に求める人材と重なります。

また、ビッグデータ分析や最先端のＡＩを活用することで、エンターテインメントのヒット創出につながるコンテンツの条件や事業改善に必要な情報を提供できたり、クリエイター・コンテンツ・バリューチェーン・メディア・ユーザーの要素がマルチに交錯した環境から得られたデータを基に新しいモデルを構築し、高度な分析を施すことによって、これまで得られなかった新しい知見を得ることができるような、大学院修士課程卒業レベルの人材も求めています。

このような人材には、社会科学とデータサイエンスの知識を融合し、社会で蓄積されるデータを用い

て、社会課題に対する解決策を提案・実行できる能力求められることから、貴学が進めようとしている人材育成に大きな期待があります。

つきましては、貴学において、ソーシャル・データサイエンス学部ならびに大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の設置を早期に実現され、これまで以上に市民社会に有為な人材を輩出されますよう、特段の配慮をお願い致します。

令和４年１月 13 日

株式会社アミューズ
代表取締役
中西　正樹

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部ならびに
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の設置に関する要望書

貴学におかれましては、市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献してきました。
現代社会はIT技術の進展により、これまで以上に社会科学の重要性が増すと考えられ、以下のように新たな人材育成を行っていただけますよう要望いたします。

急速なIT技術の進展により社会環境が大きく変貌しております。
弊社は企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に関するコンサルティング業務を行っており、その活動を通じて企業における人材ニーズの変化を感じております。現在の日本企業においては、学部卒業レベルの人材としては、事業活動で生成されるデータをデータサイエンスの知見に基づいて分析し、経営者の意思決定、顧客起点の新たな製品・サービスの開発、現場業務の効率化や抜本的改革などを提案できる人材が求められています。また、そのような人材の中でも企業の中でDXのリーダーシップを担うことができるゼネラリストの育成が急務です。さらに、修士課程卒業レベルの人材としては、大量データに先進的なアルゴリズムを適用して構築した分析基盤を活用し、企業の価値創造や生産性向上に必要な情報を提供したり、斬新なビジネスモデルを構想し実現したりできるスペシャリスト人材が求められています。

上記のような人材には、社会科学とデータサイエンスの知識を融合し、社会で蓄積されるデータを用いて、社会課題に対する解決策を立案・実行できる能力が求められることから、貴学が進めようとしているソーシャル・データサイエンスに関する学部および大学院の人材育成に大きな期待があります。

つきましては、貴学において、ソーシャル・データサイエンス学部ならびに大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の設置を早期に実現され、これまで以上に市民社会に有為な人材を輩出されますよう、特段の配慮をお願い致します。

令和　4年　1月　11日

ドルビックスコンサルティング株式会社
取締役COO
武藤　覚　<印>

武藤覚

別　紙

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部ならびに
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の設置に関する要望書

貴学におかれましては、市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献してきました。

第四次産業革命と呼ばれる技術革新や我が国における少子高齢化・長寿化の潮流は、2030 年までに大きな人財需給ギャップを生み出し、これまで以上に技術革新をリードしビジネスに適用する人材の重要性が増すと考えられます。こうした社会課題を解決するため、以下のように新たな人材育成を行っていただけますよう要望いたします。

企業においては、確かなデータサイエンスの知見に基づき、事業活動を通じて得られるデータや第三者から入手したデータを基にモデルを構築し新たな付加価値を提供できる人材、高度な分析によって事業改善やプロダクト改善などの事業に資する知恵・示唆を導出することができる大学院修士課程卒業レベルの人材が求められています。また、学部卒業レベルにおいても、分析手法が高度化する中、それらの手法と取り扱うデータおよび事業課題を正しく理解し、必要な分析を行うことができる人材が求められています。

これまでデータサイエンスの知見を持つ人材育成は主に理系の学部や大学院に期待が寄せられていましたが、昨今はこのような人材に分析手法だけでなくビジネスへの適応まで求められるように企業も変化してきております。社会科学とデータサイエンスの知識を融合し、社会で蓄積されるデータを用いて、社会課題に対する解決策を提案・実行できる能力が求められることから、貴学が進めようとしている人材育成に大きな期待があります。

つきましては、貴学において、ソーシャル・データサイエンス学部ならびに大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の設置を早期に実現され、これまで以上に市民社会に有為な人材を輩出されますよう、特段の配慮をお願い致します。

令和　4年　1月　24日

株式会社三菱総合研究所

代表取締役社長　籔田　健二

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

貴学のソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想について、早期に設置いただきますよう、以下のとおり要望いたします。

近年デジタル化が急速に進み、事業会社には業務を通じて膨大なデータが蓄積されるようになりましたが、生み出されたデータの活用はまだ十分になされているとは言い難い状況です。データの利活用にはデータ分析の技術力だけではなく、当該事業のビジネスプロセスへの深い理解が必要であり、そのような人材は非常に稀であるということが利活用の進まない理由の一つであります。

当社においては、保険事業の活動を通じて蓄積されたデータを基にし、社内業務の効率化や変革、ビジネスの拡大などを通じて社会に貢献することを目指しています。しかし、先ほど述べたような人材は希少であり、獲得も難しいことから人材の育成は喫緊の課題となっております。

保険は長年、データをもとにして商品を設定してきた背景がございますが、今後、広く社内外のビジネスにデータの分析結果を利活用するためには、分析者に社会科学の知識が不可欠であると考えております。そのため、データサイエンスの知識を有し社会経済の諸課題を改善・解決・イノベーションできる能力が備わる人材を求めており、貴学が進めようとしている人材養成に大きく期待をしております。また、社内において経営層あるいは社外のステークホルダーに対してニーズ発掘のためのヒヤリングや分析結果の説明を行うためには、大学卒業レベルの基本的な分析力と課題解決力に加え、ビッグデータに対応した分析力や高度な実践力といった大学院レベルの能力の修得も必要であり、学部だけでなく大学院の設置も不可欠であると考えます。

社会科学の歴史と実績に基づく強固な教育研究基盤がある貴学であるからこそ、データサイエンスの要素が加わることで、当社のみならず社会経済の要請の隅々にまで応えることのできる人材を輩出できると考えております。ソーシャル・データサイエンス学部・研究科が新設されることを大いに期待し、先進的な教育研究プログラムを可能な限り早期に実現されることを強く要望いたします。

令和 4 年 1 月 25 日

損害保険ジャパン株式会社
取締役社長
西澤　敬二　<印>

NYK LINE
NIPPON YUSEN KAISHA

Yusen Building
3-2, Marunouchi 2-chome
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005
Japan
Tel: +81-3-3284-5151
https://www.nyk.com/

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の設置に関する要望書

貴学におかれましては、市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風の下に日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献されてきました。

現代社会はVUCAの時代と言われている様に、気候変動、パンデミック、国際的な紛争等先行きの読めない状況になってきております。企業としても大きな変革と社会課題の解決が期待されており、最新の情報技術を利活用し、社会科学を基盤とした高度なデータ分析が出来る人材育成・採用が求められております。貴学におかれましても、今後の社会経済の発展を担う以下のような新たな人材育成を行っていただけますよう要望いたします。

弊社においては、事業活動を通して生成されるデータを高度に分析し、更なる安全性の向上、新しい働き方への対応、環境問題への対応等を通し、持続可能なESGを軸とした事業活動を行い、同時に新しい時代に対応した新しい事業を創造していく必要があり、これを推進出来る、高度なデータ分析と新しい発想を持った人材が求められております。

このような人材には、社会科学とデータサイエンスの知識を融合し、社会で蓄積されるデータを用いて、社会課題に対する解決策を提案・実行できる能力が求められることから、貴学が進めようとしている人材育成に大きな期待があります。

つきましては、貴学において、ソーシャル・データサイエンス学部ならびに大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の設置を早期に実現され、これまで以上に市民社会に有為な人材を輩出されますよう、特段の配慮をお願い致します。

令和4年1月31日

日本郵船株式会社
代表取締役社長
長澤　仁志

NYK GROUP

資料１－３

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

一橋大学におけるソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想について、早期に設置いただきますよう、以下のとおり要望いたします。

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）は、理論的・実証的な研究とともに政策現場とのシナジー効果を発揮して、エビデンスに基づく政策形成（EBPM）に貢献することをミッションとする政策研究機関です。2001 年の発足以降、経済学を専門とする研究員を中心に政策研究を行ってきております。政府統計のミクロデータはもとより、民間のビッグデータを利用した研究も重要性を増しており、経済学をはじめとする社会科学の知識に加えて、大規模なデータを活用するデータサイエンスのスキルをあわせ持った人材へのニーズが高まっています。論文の執筆に当たる研究員に限らず、研究をサポートするスタッフにおいても、同様にデータサイエンスに関する知識や能力が不可欠になってきています。

しかしながら、日本ではそうした人材の供給が十分ではなく、RIETI においても適材の採用が難しい状況にあります。このため、大学院レベル、学部レベルの両方において、社会科学とデータサイエンスの知識を兼ね備えた人材の育成を強化することが喫緊の課題になっていると痛感しております。そうした状況の下、一橋大学が新学部・新研究科の設置を通じて進めようとされている人材育成には、大きな期待を持っております。

一橋大学は、これまで市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもと日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献されてきたと承知しております。社会科学の歴史と実績に基づく強固な教育研究基盤がある一橋大学であるからこそ、データサイエンスの要素が加わることで、社会経済の要請の隅々にまで応えることのできるソーシャル・データサイエンス学部・研究科が新設されることと期待し、先進的な教育研究プログラムを可能な限り早期に実現されることを強く要望いたします。

令和４年１月１８日

独立行政法人経済産業研究所
所長
森川正之

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部および
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する推薦書

一橋大学（貴学）のソーシャル・データサイエンス学部・研究科に関する設置構想を支持し、推薦致します。

近年、大規模かつ多種多様なデータの蓄積が、計算機の能力向上や機械学習をはじめとするデータ・サイエンス技術の発展とあいまって、社会の幅広い分野に大きな革新をもたらしています。日本銀行金融研究所においても、近年、機械学習やテキスト解析、AI といったデータ・サイエンスの手法を用いた研究に重点を置いており、これまでにも多くの研究成果を挙げてきました。

デジタル化の進展をはじめ社会経済の変化が激しい中にあって、データ・サイエンスの手法を駆使した分析を行うことは、幅広い分野・業界において、今後益々重要となっていくと考えられます。当研究所としても、データ・サイエンスの手法は、経済ファイナンス分野のみならず、情報セキュリティ分野、歴史研究分野などで幅広く活用できるため、貴学においてそのスキルを習得した人材を育成されることは、人的交流や研究協力などの面で非常にメリットが大きいと考えております。

その意味で、貴学において、データ・サイエンスの基礎を習得するソーシャル・データサイエンス学部、より高度なスキル習得を行うソーシャル・データサイエンス研究科を設置され、人材養成を行われることに、当研究所として大きな期待をしております。また、設置された場合には、講師派遣などの面で、協力させて頂く所存です。

もとより、貴学と当研究所においては、古くから金融政策、マクロ経済学、ファイナンスをはじめとする研究分野で様々な意見交換や人材交流を行い、互いの研究水準の向上を実現して参りました。今回のソーシャル・データサイエンス学部・研究科に関する設置構想は、経済社会が益々複雑化する中にあって、研究水準をさらに高め、その知見を世の中に還元していくに当たり、非常に有益であると考えております。

このため、貴学においてソーシャル・データサイエンス学部・研究科が新設され、先進的な教育プログラムが早期に提供されることを強く推薦致します。

令和４年１月２０日

日本銀行金融研究所長

副島　豊

公益社団法人日本経済研究センター
〒100-8066 東京都千代田区大手町 1-3-7
日本経済新聞社東京本社ビル 11 階

国立大学法人一橋大学長　中野聡　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

貴学のソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想について、早期に設置いただきますよう、以下のとおり要望いたします。

近年、急速な IT 技術の進展により社会環境が大きく変貌しており、膨大なデータを読み解き社会経済の課題解決力を有する人材の養成が日本の産業競争力強化や社会経済発展のために不可欠の要件であると広く認識されております。

弊所においても、大規模データを解析し、経済予測や政策評価・提言に活用することを喫緊の課題として、令和２年度にデータサイエンス研究室を新設すると同時に、会員企業の若手社員を対象に研修を実施しています。このため研究員の採用に際しても、最新の計量経済学を理解し、高度なプログラミングの技術を備えた学生を求めており、貴学は有力な人材供給先であると期待しています。

このような人材には、ビジネスに役立つデータサイエンスの知識を融合し、社会で蓄積されるデータを活用し社会経済の諸課題を改善・解決・イノベーションできる能力が備わっていることが肝要であると認識しており、貴学が進めようとしている人材養成に大きな期待をしております。

また、貴学におかれましては、これまで市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献されてきました。

このように社会科学の歴史と実績に基づく強固な教育研究基盤がある貴学であるからこそ、データサイエンスの要素が加わることで、弊所のみならずビジネス界の要請にも応えることのできるソーシャル・データサイエンス学部・研究科が新設されることと大いに期待し、先進的な教育研究プログラムを可能な限り早期に実現されることを強く要望いたします。

令和 4 年 2 月 9 日

日本経済研究センター
理事長
岩田 一政

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

貴学のソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想に関し、当該学部及び研究科の早期設置について、以下のとおり要望いたします。

近年、感染症の拡大もあり、急速な ICT 技術の進展により社会環境は大きく変貌しております。現在および将来の社会経済の課題を解決する政策立案のためには、多種多様なデータを解析し、社会経済政策と結び付けられる人材の養成が急務です。

内閣府においては、経済財政、社会政策（少子化や男女共同参画)、科学技術分野等、制度・政策の企画立案に貢献する知見を実証に基づき提供する政策分析専門家の育成を喫緊の課題と考えており、EBPM(証拠に基づく政策立案)への要請の高まりも踏まえ、政府統計やリアルタイムデータ等の大規模データを適切に扱い政策形成に活用することに取り組める人材を求めています。さらには各分野で、既存のデータの活用や新規データの収集に基づく調査分析を行い、それに基づき自ら政策の企画立案を行える人材の速やかな養成が必要であると考えております。

このような人材には、社会科学とデータサイエンスの知識を融合し、社会で蓄積されるデータを活用し社会経済の諸課題を改善・解決・イノベーションできる能力が備わっていることが肝要であると認識しており、貴学が進めようとしている人材養成に大きな期待をしております。

また、貴学におかれましては、これまで社会科学の総合大学として、また、総合的な研究機関として、日本における政治経済社会の発展に貢献する人材を輩出するとともに、その学識を日本の経済財政政策等の立案の場に生かされてきました。

このような社会科学の歴史と政策立案に対する知見を示してきた実績に基づく強固な教育研究基盤にデータサイエンスの要素が加わることで、より深い見識に至る人材の教育と、時代に見合ったより具体的な政策企画立案につながる研究が示されることが期待されます。これは、日本の政府機関のみならず、産業や公共など我が国経済社会における様々な要請に応えるものと思料いたします。当該学部・研究科が新設されることと大いに期待し、先進的な教育研究プログラムを可能な限り早期に実現されることを強く要望いたします。

令和４年１月２０日

内閣府
経済社会総合研究所所長

井野　靖久

国立大学法人一橋大学長
中野　聡　様

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の設置について

近年、いわゆるEBPM（evidence-based policy making）の考え方を踏まえた政策の企画立案の重要性が増しており、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、行政機関の内外を問わず、政策等に関して調査研究を行う際に、統計データをはじめとする豊富なデータを積極的に利用することが求められています。

当研究所は、政府の基幹統計の一つである法人企業統計を作成する業務を担い、また、近年、統計データや行政データを用いた研究プロジェクトを積極的に推進していますが、こうした業務や研究活動を効果的に進めるためには、データの作成・管理、データに基づく分析、データを用いた分析結果の効果的な活用を行うことができる人材を確保し、育成して活用することが喫緊の課題となっています。

このような人材には、社会科学とデータサイエンスの両方の知識を有し、データを活用して経済に関する諸課題を改善・解決することを提案・実践できる能力が備わっていることが肝要です。このような社会的な要請に対して、データサイエンスの知識を体系的に教育する高等教育機関が未だ限られる中で、貴学が進めようとしているソーシャル・データサイエンス学部及びソーシャル・データサイエンス研究科の設置は、社会において必要とされる人材の養成に、大きな効果を持つものと期待をしています。また、大学卒業レベルの基本的な分析力と課題解決力を有する人材の育成とともに、大学院修士卒業レベルの発展的な分析力や課題解決力を有する人材の不足も大きな問題であり、学部と大学院をあわせて設置することが、社会的に急務であると認識しています。

当研究所は、これまで、財政や国際金融をはじめとする様々な分野において、貴学と積極的に研究活動のための連携を行っており、2018年1月には、貴学の経済研究所との間で覚書を交わしています。社会科学の歴史と実績に基づく貴学の強固な教育研究基盤に基づき、貴学において検討中のソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想により、社会科学とデータサイエンスをあわせた実践的な知識を有する人材を育成する先進的な教育研究プログラムが早期に実現されることを期待いたします。

令和 4年 2月 7日

財務省財務総合政策研究所長　栗原　毅　<印>

資料１－４

第４回社会科学の発展を考える円卓会議
（議事録）

日　時：　令和２年７月 29 日（水）15 時 00 分～17 時 00 分
場　所：　遠隔会議（ZOOM）
出席者：　青木委員、大枝委員、佐々木委員、志賀委員、新宅委員、進藤委員、清家委員、中鉢委員、常盤委員、蓼沼委員（議長）
発表者：　渡部敏明一橋大学学長補佐（ソーシャル・データサイエンス研究・教育担当）、小塩隆士一橋大学学長補佐（社会科学高等研究院担当）
欠席者：　三島良直アドバイザー
陪席者：　一橋大学　沼上理事・副学長、蜂谷理事・副学長、山田副学長、長谷川副学長・事務局長、総合企画室

＜議事要旨＞
議題１では、第１期円卓会議のまとめについて報告した。議題２・３では、社会科学の新しい発展方向として一橋大学における取組事例を紹介した。議題２では、蓼沼委員（議長）及び渡部敏明一橋大学学長補佐より、社会科学におけるデータサイエンスの研究・教育及び新学部・研究科の設立構想について紹介した。議題３では、小塩隆士一橋大学学長補佐より、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）について紹介した。その後、これからの時代の社会科学の新しい研究と人材育成について議論を行った。

＜主な議論内容＞
（中鉢委員）
一橋大学で新たに設置するソーシャル・データサイエンス学部（以下「新学部」という。）のカリキュラムを検討する際、AI コースと統計コースは一本化することが望ましい。昨今の AI ブームにより、伝統的な統計学を軽視・排除する向きがあるが、それは違う。AI のブームに対して、ツールとしてしっかりとした推測統計学やベイズ統計をやるべき。

（中鉢委員）
データ・デザインとあるが、ここで言うデザインとは。
→（一橋・沼上理事）
デザインとは、(1)社会システムの設計、(2) ユーザー・インターフェイスやユーザー・エクスペリエンスなど、人の心に与える印象の設計（意匠）の両方を指す。

（新宅委員）
・因果関係を立証する方法論の中にランダマイズドテストがあるが、日本はこれの理解があ

まり高くない。例えば、薬やワクチンの有効性を立証する方法。データサイエンスの手法の中に含めるとよいのでは。
・経済統計の速報値と改定値の差異が大きいことに驚いた。経済の動きの速さを考えると、速報値の精度を上げることは非常に重要。

（志賀委員）
・産業界から見ると、文系／理系で学修していることが違うことで様々な支障がある。もちろん専門分野が違うことはよいが、例えば企業でデータサイエンスを使いたいところはマーケティング部門。マーケティングは商学部など文系の分野のため、中にはあまり数学を学んでいないケースもある。高校で文系／理系が分かれていることが日本の問題。その意味で、社会科学の大学でデータサイエンスをやる意義は大きい。
・今回の新型コロナ感染症の対応を見ても、医学・感染症学のみならず、社会科学が考えるべきことが多い。社会科学がデータを分析して社会に伝える役割を担うべき。

（清家委員）
・一橋大学は伝統的に数理・統計の基盤があり、従来からデータに強い大学なので、その一橋にできるデータサイエンスの学部は非常に強力な学部になりうる。
・伝統的な統計学・計量経済学の膨大な蓄積を、最先端のビッグデータ解析にどう反映させるのか、大いに興味がある。
例えば、ビッグデータの解析を行う際、元のデータにバイアスがかかっていることの意味、限界、問題点を理解した上で、データの不偏性をベースに考える伝統的な統計学との関係なども考慮しつつ活用を進められるとよいのではないか。
・EBPM では、「えせエビデンスに基づく政策立案」に騙されないことも重要。政府や政治家の思惑通りのエビデンスを出すような EBPM ではかえって有害だ。
・EBPM でもビッグデータ解析でも、注意すべきは、社会科学のあるべき姿として、学問の立場から批判的視点を保持することではないか。
→（蓼沼議長）
・非常に貴重なご意見。科学的視点を持ってデータサイエンス、EBPM の研究・教育を進めることが大学の役割と心得る。
・データ分析については、課題に応じて様々な手法がある。AI だけでなく、伝統的な統計・計量経済学も含め、柔軟に活用できることが必要。
（一橋・渡部学長補佐）
AI では文字情報や画像も数値化して、データとして活用できる。相互作用により新しいものを築きたい。

（青木委員）

・データサイエンス、EBPM ともに、やっと一橋大学で取り組んでくれるのかという印象。自身が留学していたスタンフォード大学では統計学部があった。学部生向けの統計学入門を受けると、統計の精神が理解でき、興味が持てる。新学部でも基礎の入門のところに力を入れて、統計の興味・理解を深めてもらいたい。
・霞が関でも EBPM を始めているが、評価のための評価になってしまう部分もあり、政策立案に辿り着く前に疲弊してしまう。学生には、EBPM がよりよい政策のためのものであるというエールを送り続けてほしい。
→（一橋・渡部学長補佐）
入門科目では基礎から教え、興味を持って専門科目を学べるようなカリキュラムを作りたい。
→（一橋・小塩学長補佐）
「アカウンタビリティー（説明責任）」が重要と考えている。将来世代に対して、政策を作った根拠を示す必要がある。先ほどの清家委員のご意見にあった「えせ EBPM」については、我々も注意している。学生が個々の役所の政策を研究テーマにする可能性があるが、その政策をサポートするエビデンスを出すことを目的とするのではなく、その政策の意味や、政策を作る段階での材料を中立的、客観的に導き出すことが重要。
→（蓼沼議長）
EBPM 博士課程プログラムでは、省庁、日銀、シンクタンク等、機関を越えて人々が大学に集まることで、EBPM ネットワークの構築が期待でき、より中立的・科学的な EBPM に貢献できると期待している。

（大枝委員）
新学部設置は非常にタイムリーで大いに期待している。重要なのは開始時からレベルの高い一流の教授陣を配置すること。財政的な問題もあると思うが、学内外から優秀な人材を集めることが重要。
→（蓼沼学長）
現在、この領域は世界的に人材の取り合いとなっている。学内の財政基盤を強化し、また年俸制の導入も進めることで、競争力のあるリクルートを進めたい。

（佐々木委員）
・大学では商学部だったが、統計学に興味を持ち、データサイエンス系のゼミにも在籍した。卒業後、Google 社のデータサイエンスティストのチームでも働いたが、周囲は統計学の修士号・博士号を持つ人ばかり。海外の企業では、統計（データサイエンス）を理解している人間が、会社の重要な意思決定を担っている。
・海外に比べて、日本ではデータや分析に基づいた企業活動が行われていない。そういうことができる人材を育てることが必要。

・一方で、データサイエンティストや理系で AI を勉強してきた人の中で、分析が正しくできないケースもある。基本的なバイアスや、データをしっかりと見れば自明であることを考慮できていない。新学部では、データとの向き合い方をしっかりと学べるとよい。
・コンピューターサイエンスを４年やってもプログラミングを書けない人もいる。重要なのは講義だけではなく、学ぶことに能動的に挑戦する環境があるか、周囲に意見を聞ける人がいるか。アメリカにデータサイエンス系学部の連合の NPO があり、学生に対して世の中に貢献できるようなプロジェクト課題を提供している。カリキュラムだけではなく、学生が能動的に分析能力を発揮して課題に挑戦できるコミュニティーになるとよい。
・データサイエンスでは、ベースとなる数学が重要。基礎を教えることにも注力してほしい。教育の質を上げることも重要。
・EBPM は、大学教育・研究の質の向上に関しても活用できるとよいのでは。
→（蓼沼議長）
新学部・研究科では PBL 型授業（Project-based Learning：課題解決型学習）も重視している。企業などの協力も得て、学生が実際に起きている生の課題に接し、現場の人たちとも交流しながら解決する経験をすることで、柔軟に対応できる力を養いたい。
→（一橋・渡部学長補佐）
データを見ずに、ツールに当てはめて考える学生は多いので、データの特徴を掴むところから学ばせたい。

（常盤委員）
・一橋大学は日本の社会科学における一つの中心を成しており、その大学でソーシャル・データサイエンス学部を設置する意義を考えるべき。学長のプレゼン資料にも「新たな社会科学の創造」とある。現在、社会や経済が構造的に変化しようとしている。研究の方法や学問のスタイルにも影響を与えるのではないか。新学部が、一橋の既存の４学部で積み上げた学問と融合することで、どういう新しい学問を作り出すのかという点が重要。社会科学の一翼を担う学部となることを期待している。
・データサイエンス関係の授業科目のボリュームが必要という事情も分かるが、既存の社会科学と融合して、新しい学問をどう作るのかを示していってほしい。
→（蓼沼議長）
社会科学の基盤があるという強みを生かすことが重要と認識している。新学部において基礎となる分野の専門家は必要であるが、新学部と既存学部の間で活発に交流できる仕組みを考えたい。
→（一橋・渡部学長補佐）
インターフェイス科目を活用して、既存学部との連携を強化する。

（進藤委員）

・一橋大学が商法講習所から始まり、商・経済・法・社会と分野を広げ、データサイエンス分野に乗り出すことは非常に画期的。ただ、データサイエンスではスキルやツールという要素が必要となる点は承知しているが、社会科学の大学でやるからには、社会の問題やビジネスの効率性等への問題意識が根底にあって、その解決のツールのためにデータサイエンスを身に付けるという認識を持ってほしい。
・どういう高校生がほしいのか。コンピューターやシステムが好きというだけではだめ。学生が社会課題を見つけることが重要。何のためにデータサイエンスを使うのかという観点を大事にしてほしい。
→（蓼沼議長）
社会科学では規範論も重要であるとのご意見と理解した。まず、社会的なゴールがあって、それに対する最善の手段を科学的に分析して導くことが科学のベースである。現在は、膨大なデータが活用可能となり、その手法が拡大している。新学部を大学に開設する意義は、最適手段を見出す手法を開発・応用することだが、ゴール自体が重要であることは常に意識すべき。
→（一橋・沼上理事）
理系寄りの学生が増えると予想している。理系でも社会に対する問題意識はある。入学後にいかに社会科学の面白さを伝えることができるかが、この学部の成否を分ける。

（中鉢委員）
・企業では、以前から、提案を行うためにデータやエビデンスが求められる。それを専門の学部でやることへの違和感は多少あるが、時代の要請に応じて人材を育成することは賛成。
・ソーシャル・データサイエンスの「ソーシャル」を無視してはいけない。この学部の卒業生はデータサイエンティストになるというよりは、日本の社会科学を担う基幹人材として、理系人材と補完しながら活躍するのでは。
・二刀流が先端的でありうるかという点は意識しておく必要がある。例えばバイオの世界でも、生命科学の専門家と数学者が分業して取り組んでいる。
・大学でやることの意義は大きく、他の大学にも波及していくだろう。AI 人材の育成を目指す学部は増えているが、他とは一味違う学部となることを期待している。
→（蓼沼議長）
一橋大学の持つ社会科学の強みと基盤の上に、新しい研究・教育の地平を開いていく。

（蓼沼議長）
本日は、現代の社会と科学技術の状況を踏まえて、日本の社会科学がどのような方向に発展していくべきかという点で非常に有益な意見をいただいた。一橋大学の新学部・研究科構想にも役立てたい。

（その他）

・本日の議事録をとりまとめの上、一橋大学 HP で掲載する旨、了承された。

・蓼沼議長より、本年８月末日を以て一橋大学長を退任する旨報告があり、以降の円卓会議は中野聡次期学長の下で開催するとの紹介があった。

資料１－５

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

一橋大学（貴学）のソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想について、早期に設置いただきますよう、以下のとおり要望いたします。

IT 技術の急速な進展は、金融やファイナンスに強く影響を与えています。IT 技術はますます複雑化し、経済・金融に関する膨大なデータを読み解くために必要な能力は高度化しております。今後の日本のファイナンス研究における国際競争力の強化のためには、この二つの側面の能力をもつ人材の育成が不可欠です。

ファイナンスの学術研究においては、経済指標、証券価格、企業の財務情報などのデータを用いた統計分析の利用が古くから進められてきました。近年では、メディアや SNS で発信される経済・企業情報のテキスト分析、AI や機械学習などの技術を用いた計量分析などの利用が進んでおります。伝統的なデータに加え、こういったオルタナティブデータに新しい情報技術を用いて分析を行うことができる人材が求められております。また、ファイナンス領域においては単に新しい情報技術を利用するだけではなく、データ分析の結果から社会科学に関する知見を読み取る能力が不可欠です。日本ファイナンス学会においても、研究活動の一層の発展と国際競争力の強化のためには、最新の情報技術を駆使するだけではなく、社会科学の視点からデータを読み解くことができる能力の両方をも兼ね備えた研究人材の育成が急務であると考えております。

伝統的な経済・金融データと新しいオルタナティブデータを活用し、ファイナンス領域における諸問題に取り組んでゆく能力のあるファイナンスの実務家・研究者を養成するためには、社会科学とデータサイエンスの知識を融合した教育を行うことが肝要であり、一橋大学（貴学）が進めようとしている人材養成に大きな期待をしております。特に、一橋大学（貴学）におかれましては、社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献されてきました。一橋大学（貴学）に社会の要請に応えるソーシャル・データサイエンス学部・研究科を新設し、先進的な教育研究プログラムを可能な限り早期に実現されることを強く要望いたします。

令和 4 年 1 月 22 日

日本ファイナンス学会
会長
井上　光太郎

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

一橋大学（貴学）のソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想について、早期に設置いただきますよう、以下のとおり要望いたします。

近年の社会経済環境においては、医療分野におけるエビデンスに基づく医療（Evidence Based Medicine）と同じく、エビデンスに基づく政策立案（Evidence Based Policy Making）など、データの分析に基づく社会経済の課題を解決する能力を持つことが求められています。最近の 5 年間に自然科学の分野では、滋賀大学データサイエンス学部の設置をはじめとした学部・研究科の設置が進められてきていますが、社会科学分野については対応する学部・研究科の設置は十分に進んでいるとはいえません。

日本統計学会においては自然科学分野のみならず社会科学分野の実務家及び研究者も多数在籍しており、社会科学分野の人材育成は喫緊の課題となっています。たとえば近年では、データを活用することによって新たな製品の開発やサービスの提案、政府機関における政策立案、金融機関における商品開発とそのリスク管理、企業経営のコンサルティングにおける経営や業務効率の提案などを、リーダーシップをもって行うことが求められています。またデータ分析を可能にするソフトウェアを駆使するプログラミング技術を習得することや、より高度なデータ分析手法を理解して発展させることのできる人材も求められており、早急にその需要に対応する人材の養成を進めることが日本統計学会にとっても肝要であると考えます。

このような社会経済の課題に対応できる人材育成のためには、社会科学における活用に焦点を合わせたデータサイエンスの教育と研究の強力な推進が必要です。貴学がソーシャル・データサイエンス学部・研究科において進めようとしている教育・研究は、社会経済における喫緊の課題に対する解決能力を持つ人材を育成するものであり、その重要な責務の遂行が速やかに行われることを期待しています。

また貴学におかれましては、これまで社会科学の総合大学として、多くの優秀な人材を輩出し我が国の政治経済社会の発展に貢献されています。その研究と教育の礎に、データサイエンスを融合させることで我が国の社会経済のさらなる発展に貢献することができると確信し、貴ソーシャル・データサイエンス学部・研究科が早期に新設されることを強く要望いたします。

令和　４年　１月　１０日

日本統計学会
会長
樋口知之　<押印>

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

一橋大学（貴学）のソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想について、早期に設置いただきますよう、以下のとおり要望いたします。

近年、急速なIT技術の進展により社会システム及びそれを取り巻く環境が大きく変貌しており、膨大なデータを読み解き社会経済の課題解決力を有する人材の養成が日本の産業競争力強化や社会経済発展のために不可欠の要件であると広く認識されております。また、そのための政策的手段についても、データ分析に基づく政策決定を行う、エビデンスに基づく科学技術・イノベーション政策の重要性が増しております。

当学会においては、イノベーションの実現に向けた研究調査活動の支援を通じて、産官学の繋がりを重視しつつイノベーションを牽引できる人材の活動の場の創成と研究コミュニティの形成を主要な課題として考えております。
この目的のためには、社会科学とデータサイエンスの知識を融合し、社会で蓄積されるデータを活用し社会経済の諸課題を改善・解決を通じてイノベーションを実現できる能力を有する人材が必要であり、貴学が進めようとしている高度な知識を有する人材養成に大きな期待をしております。
また、イノベーションの推進における研究コミュニティの形成においては、貴学が進める大学院教育を通じて、発展的な分析力や課題解決力を有する人材もその量と質を増強させていく必要があることから、学部のみならず大学院の設置も急務であると考えます。

これまで、貴学におかれましては、市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献されてきました。
このように社会科学の歴史と実績に基づく強固な教育研究基盤がある貴学であるからこそ、データサイエンスの要素が加わることで、当社のみならず社会経済の要請の隅々にまで応えることのできるソーシャル・データサイエンス学部・研究科が新設されることと大いに期待し、先進的な教育研究プログラムを可能な限り早期に実現されることを強く要望いたします。

令和 4 年 1 月 11 日

研究・イノベーション学会
会長
菊池　純一

国立大学法人一橋大学長　殿

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及び
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科の
早期設置に関する要望書

貴学のソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置構想について、早期に設置いただきますよう、以下のとおり要望いたします。

近年、社会経済政策の分野ではエビデンス・ベースト・ポリシー・メーキング(EBPM)により科学的なデータ分析による証拠に基づいた政策決定の重要性が強く認識されるようになっております。また民間事業においても急速なIT技術の進展により科学的なデータ分析に基づいて事業を推進することが重要となってきました。このため膨大なデータを読み解き社会経済の課題解決力を有する人材の養成が日本の社会経済政策の改善、産業競争力強化や社会経済発展のために不可欠の要件であると広く認識されております。

当学会においてもこのような状況の中で会員の教育・研究成果の社会への還元を推進していくことを喫緊の課題として考えております。このため、会員の研究成果を理解し、また必要に応じて共同研究等で連携し、EBPM や民間事業推進に活用できるような政府機関や民間企業の人材が必要となっていると考えております。また、修士や博士課程でより高度な社会科学やデータサイエンスを学んで、急速に発展している両分野の国際的な動向を踏まえて日本での政策や民間事業の課題のために最先端の研究を自ら実施できる人材の育成が、会員や学会外の学界や社会で必要になっており、修士や博士課程の設置も急務であると考えております。

このような人材には、社会科学とデータサイエンスの知識を融合し、社会で蓄積されるデータを活用し社会経済の諸課題を改善・解決・イノベーションできる能力が備わっていることが肝要であると認識しており、一橋大学（貴学）が進めようとしている人材養成に大きな期待をしております。

また、貴学におかれましては、これまで市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献されてきました。

このように社会科学の歴史と実績に基づく強固な教育研究基盤がある貴学であるからこそ、データサイエンスの要素が加わることで、当学会のみならず社会経済の要請の隅々にまで応えることのできるソーシャル・データサイエンス学部・研究科が新設されることと大いに期待し、先進的な教育研究プログラムを可能な限り早期に実現されることを強く要望いたします。

令和　　4年　　3月　　2日

日本経済学会
会長
大垣昌夫

資料２－１

一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科
ソーシャル・データサイエンス専攻
（仮称・令和５年４月開設予定・設置構想中）
「設置構想についてのアンケート調査」報告書（抄）

令和 3 年 11 月 17 日

株式会社高等教育総合研究所

目次

Ⅰ　調査の概要　1

Ⅱ　研究科に関する調査（社会人と他大学生）　3

1　全質問項目の集計結果　3

2　集計結果のポイント　10

Ⅲ　研究科に関する調査（一橋大学の学部生）　17

1　全質問項目の集計結果　17

2　集計結果のポイント　23

添付資料　28

①「一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）設置構想についてのアンケート調査」（対象：2021 年度社会人、大学生の皆様）　28

②「一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）設置構想についてのアンケート調査」（対象：2021 年度現在、本学学部生の皆様）　44

Ⅰ　調査の概要

◆ 調 査 目 的 ：　本調査は、一橋大学が令和 5 年 4 月設置に向けて構想中の「一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）」の学生確保の見通しを、大学外の公正な第三者機関によりアンケートを用いて測ることを目的とする。

◆ 調 査 期 間 ：　令和 3 年 9 月～令和 3 年 10 月

◆ 調 査 対 象 ：　調査対象①　社会人と他大学生

全国に在住する社会人と一橋大学在籍者以外の大学生を対象に、インターネット調査会社（株式会社クロス・マーケティング）協力のもと、アンケートを実施した。調査対象者の選定条件は以下の通りである。

調査会社に登録するモニターのうち、配信後期間内（1 週間）に回答があった者 18,890 人の中から、
年齢：18 歳から 49 歳
最終学歴：大学卒もしくは大学院卒（卒業見込みを含む）
現在の状況：在学中もしくは在職中
以上の条件に適合した 11,693 人のうち、一橋大学が設置構想中の大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）を「受験したい」と回答した 2,000 人を、本質問（Q12，Q13，Q14）の回答対象とした。

調査対象②　一橋大学の学部生

2021 年度現在、一橋大学に在籍している正規学部生 1～4 年生 4,391 人を回答対象とした。

◆ 調 査 方 法 ： ●調査対象①　社会人と他大学生

モニターが調査会社に登録しているメールアドレスにアンケートを配信。回答者はパソコンもしくはタブレットなどを使用して回答を行った。

●調査対象②　一橋大学の学部生

一橋大学の学内ポートフォリオシステム「manaba」を使用し、学務情報システム CELS の掲示板、及びメールで各学生にアンケート実施を周知し、アンケートフォームの URL へ誘導。回答者はパソコンもしくはタブレットなどを使用して回答を行った。

◆ 調 査 内 容 ： ●調査対象①　社会人と他大学生

アンケート質問項目は全 14 問の選択式とし、主な質問内容は以下の通りである（在学者の通う大学名をたずねた問 8 については、集計を省略する）。

・回答者の基本情報について
・一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）への評価について
・一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）への受験意向及び入学意向について

●調査対象②　一橋大学の学部生

アンケート質問項目は全 11 問の選択式とし、主な質問内容は以下の通りである。

・回答者の基本情報について
・一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）への評価について
・一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）への受験意向及び入学意向について

◆ 有効回答件数 ： ●調査対象①　社会人と他大学生　18,890 人
●調査対象②　一橋大学の学部生　245 人

（中略）

問 13　あなたが一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）を受験して合格した場合、入学したいと思いますか。

選択項目		回答数	構成比
1	合格した場合、入学したい	1,463	73.2%
2	合格した場合、併願する大学院の結果によっては入学したい	537	26.9%
合計		2,000	100.0%

問 14　一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）で、修士課程に続き博士課程が設置されたら、あなたは博士課程への進学を検討しますか。

選択項目		回答数	構成比
1	進学したい	387	19.4%
2	進路の一つとして考えたい	963	48.2%
3	現時点ではわからない	555	27.8%
4	進学したいとは思わない	95	4.8%
合計		2,000	100.0%

問 15 は、問 10 で「2.　受験したくない」と回答した 9,693 人が回答対象である。

問 15　Q10 で一橋大学ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）を「受験したくない」と回答した理由をお答えください。

※複数回答項目のため、回答数は 9,693 人の延べ数

※各構成比 ＝ 回答数 ÷ 9,693

選択項目		回答数	構成比
1	興味・関心のある分野ではないから	5,016	51.7%
2	興味・関心のある分野だが、他の大学院への進学を希望しているから	118	1.2%
3	興味・関心のある分野だが、新設の研究科へ進学するのは不安だから	206	2.1%
4	興味・関心のある分野だが、さらに詳細を知ったうえで検討したいから	348	3.6%
5	自宅からの通学が不便だから	1,960	20.2%
6	学費の負担が大きいから	2,912	30.0%
7	キャリアを中断し進学することに不安があるから	2,389	24.6%
8	その他	213	2.2%

（後略）

University of Oxfordの Master of Science in Social Data Scienceプログラムの修了要件

資料３－１

Foundation papers （必修）

- Foundations of Social Data Science
- Frontiers of Social Data Science
- Research Design for Social Data Science
- Applied Analytical Statistics
- Foundation of Visualisation
- Special Topics in Research Design

Intensive papers （必修）

- Fundamentals of Social Data Science in Python
- Data Analytics at Scale
- Machine Learning

Thesis （必修）

- Thesis

Option papers （2科目選択）

- Applied Machine Learning
- Digital Era Government and Politics
- Experiments in Social Data Science
- Human and Data Intelligence
- Internet Economics
- Introduction to Speech and Language Processing
- Fairness, Accountability, and Transparency in Machine Learning
- Introduction to Natural Language Processing for the Social Sciences
- Interpreting Social Networks
- Statistical Analysis of Networks
- The Philosophy and Ethics of Information

- ソーシャル・データサイエンス関係科目
- データサイエンス関係科目
- 経営学・経済学系科目
- 法学・政治学・その他社会科学系科目

ソーシャル・データサイエンス科目
データサイエンス科目
を中心に構成されている必修科目

データサイエンス科目と
社会科学科目から2科目の選択科目

→Master of Science
in Social Data Scienceが授与される

University of Copenhagenの Master of Science in Social Data Scienceプログラムの修了要件

資料３－２

必修

- Social Data Science Base Camp
- Elementary Social Data Science
- Social Data Analysis
- Advanced Social Data Science Ⅰ, Ⅱ
- Data Governance: Law, Ethics, and Politics
- Digital Methods

必修

- Master's Thesis

ソーシャル・データサイエンス科目
データサイエンス科目
中心に構成されている必修科目

データサイエンス科目と
社会科学科目からの選択科目

選択

- Data Collection, Processing and Analysis
- Co-Curricular Written Assignment
- Academic Internship
- Mobility Window　(他大学での履修)

- ソーシャル・データサイエンス関係科目
- データサイエンス関係科目
- 経営学・経済学系科目
- 法学・政治学・その他社会科学系科目

→Master of Science in Social Data Scienceが授与される

カリキュラムの構成（研究科修士課程）

資料４－１

【事前教育プログラム：ソーシャル・データサイエンス・ブートキャンプ】
多様なバックグラウンドを持つ学生に対し、「①統計学領域準備コース」「②情報・AI領域準備コース」「③社会科学領域準備コース」の３コースからなる事前教育プログラムを提供することにより、修士課程で教育を受けるための準備を行う。

１年

【ソーシャル・データサイエンス基礎科目】

「ソーシャル・データサイエンス特論」「データサイエンスのＥＬＳＩ」
の**２科目（４単位）を必修**

【データサイエンス科目】

「統計分析発展（実践）」「統計分析発展（学術）」「機械学習発展（実践）」「機械学習発展（学術）」
のうち**２科目（４単位）を選択必修**

２年

【ソーシャル・データサイエンス発展科目】
・ビジネス・イノベーション分析科目
「高頻度資産価格データ分析」「ベイズ統計学によるマーケティング分析」「ビッグデータと指数理論」「ビッグデータによる経済予測」「サービス工学」「DXイノベーション」
・社会課題解決科目
「空間情報を用いた社会・経済分析」「超高齢社会と科学技術」「認知社会シミュレーション」「技術と法」「政治学の実証分析」「政策評価の計量分析」

なお、「ビジネス・イノベーション分析科目」及び「社会課題解決科目」の各分類から各最低１科目の修得を必須とする。

リサーチ・ワークショップⅠ・Ⅱ
2単位×2

発展科目、リサーチワークショップから**合計10単位**

演習
８単位必修

研究指導（修士論文執筆）
４単位必修

教育課程の特色
・複合的な学問領域の知識と技術を効率的かつ実践的に修得
・講義形式の授業の他に、演習を通じてデータ分析プロジェクトなどに参画したりすることで
データ分析技術を越えたプロジェクトのマネジメント力を涵養

ソーシャル・データサイエンス研究科　履修モデル（高度専門職業人材）

資料５－１

※赤字：必修科目

科目区分		1年次	2年次
事前教育プログラム：ソーシャル・データサイエンス・ブートキャンプ			
ソーシャル・データサイエンス研究科 教育科目（30単位以上）	ソーシャル・データサイエンス基礎科目（４単位以上）	ソーシャル・データサイエンス特論	データサイエンスのＥＬＳＩ
	データサイエンス科目（４単位以上）	統計分析発展（実践）	機械学習発展（実践）
	ソーシャル・データサイエンス発展科目	ビジネス・イノベーション科目	サービス工学
			DXイノベーション
		社会課題解決科目	超高齢社会と科学技術
			認知社会シミュレーション
			技術と法
		10単位以上必修	
	リサーチ・ワークショップ		
	演習科目（12単位以上）	演習	演習
		研究指導（修士論文）	研究指導（修士論文）

【修了要件】
２年以上在学し、
30単位以上（演習・研究指導12単位以上を含む※）修得し、
かつ、必要な研究指導を受けたうえで、
修士論文の審査及び最終試験に合格すること

※かつ、科目区分ごとの修了要件単位数を満たすこと

修士論文テーマの例：　高齢化社会における最適な交通システムの在り方

ソーシャル・データサイエンス研究科　履修モデル
（複合的学問領域の研究人材）

資料５－２

※赤字：必修科目

科目区分		1年次	2年次
事前教育プログラム：ソーシャル・データサイエンスブートキャンプ			
ソーシャル・データサイエンス研究科 教育科目（30単位以上）	ソーシャル・データサイエンス基礎科目（4単位以上）	ソーシャル・データサイエンス特論	データサイエンスのＥＬＳＩ
	データサイエンス科目（4単位以上）	統計分析発展（学術）	機械学習発展（学術）
	ソーシャル・データサイエンス発展科目	10単位以上必修	高頻度資産価格データ分析 ビッグデータによる経済予測 空間情報を用いた社会・経済分析
	ビジネス・イノベーション分析科目		
	社会課題解決科目		
	リサーチ・ワークショップ		リサーチ・ワークショップⅠ リサーチ・ワークショップⅡ
	演習科目（12単位以上）	演習 研究指導（修士論文）	演習 研究指導（修士論文）

【修了要件】
２年以上在学し、
30単位以上（演習・研究指導12単位以上を含む※）修得し、
かつ、必要な研究指導を受けたうえで、
修士論文の審査及び最終試験に合格すること

※かつ、科目区分ごとの修了要件単位数を満たすこと

修士論文テーマの例：　地域別の経済動向が事業所を全国展開する企業の株価に与える影響

ソーシャル・データサイエンス研究科　事前教育プログラム

資料５－３

ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻への入学が認められた後の事前教育プログラムとして「ソーシャル・データサイエンス・ブートキャンプ」を設定

【名称】
ソーシャル・データサイエンス・ブートキャンプ

【目的】
ソーシャル・データサイエンス学部と同研究科が同時設置された場合、設置後４年間はソーシャル・データサイエンス学部の卒業生が見込めないことから、ソーシャル・データサイエンス研究科の入学試験により総合的に入学が認められた学生でも、入学時点では社会科学とデータサイエンスを融合したソーシャル・データサイエンスの学部レベルの知識が部分的に不足していることが想定される
➡そのため、本研究科に入学を許可された学生は本プログラムを受講することで、修士課程での教育を受ける準備を行う

【対象者】
本研究科に入学を認められ、入学手続を行った者

【概要】
・入学前年度の２月から３月に実施
・①統計学領域準備コース、②情報・AI領域準備コース、③社会科学領域準備コースを設定
・各コースにつき、各15回の講義を受講
・原則として、オンデマンドで配信される講義を受講
・入学試験（筆記試験）において、「統計学（２問）」または「情報学（２問）」から２問選択としており、「情報学」のみを選択した学生は①を、「統計学」のみを選択した学生は②を受講
・社会科学分野の学位を有せず、かつ入学試験（口述試験）において「社会科学のバックグラウンドを補強することが望ましい」と判断された学生は③を受講
・受講後に簡単な理解度のチェックを実施

ソーシャル・データサイエンス研究科における研究指導プロセス

資料５－４

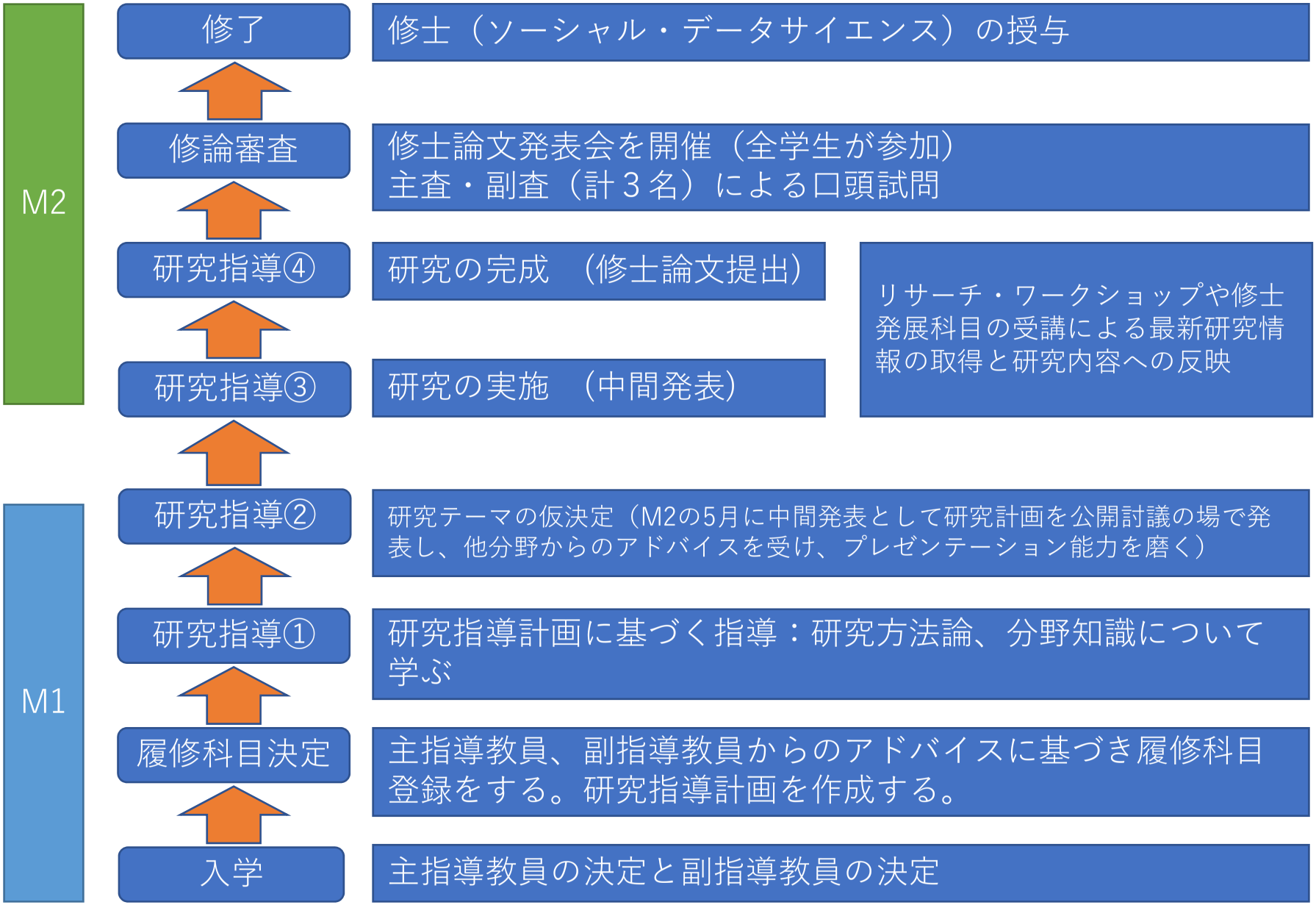

ソーシャル・データサイエンス研究科における研究指導プロセス（スケジュール）

資料５－５

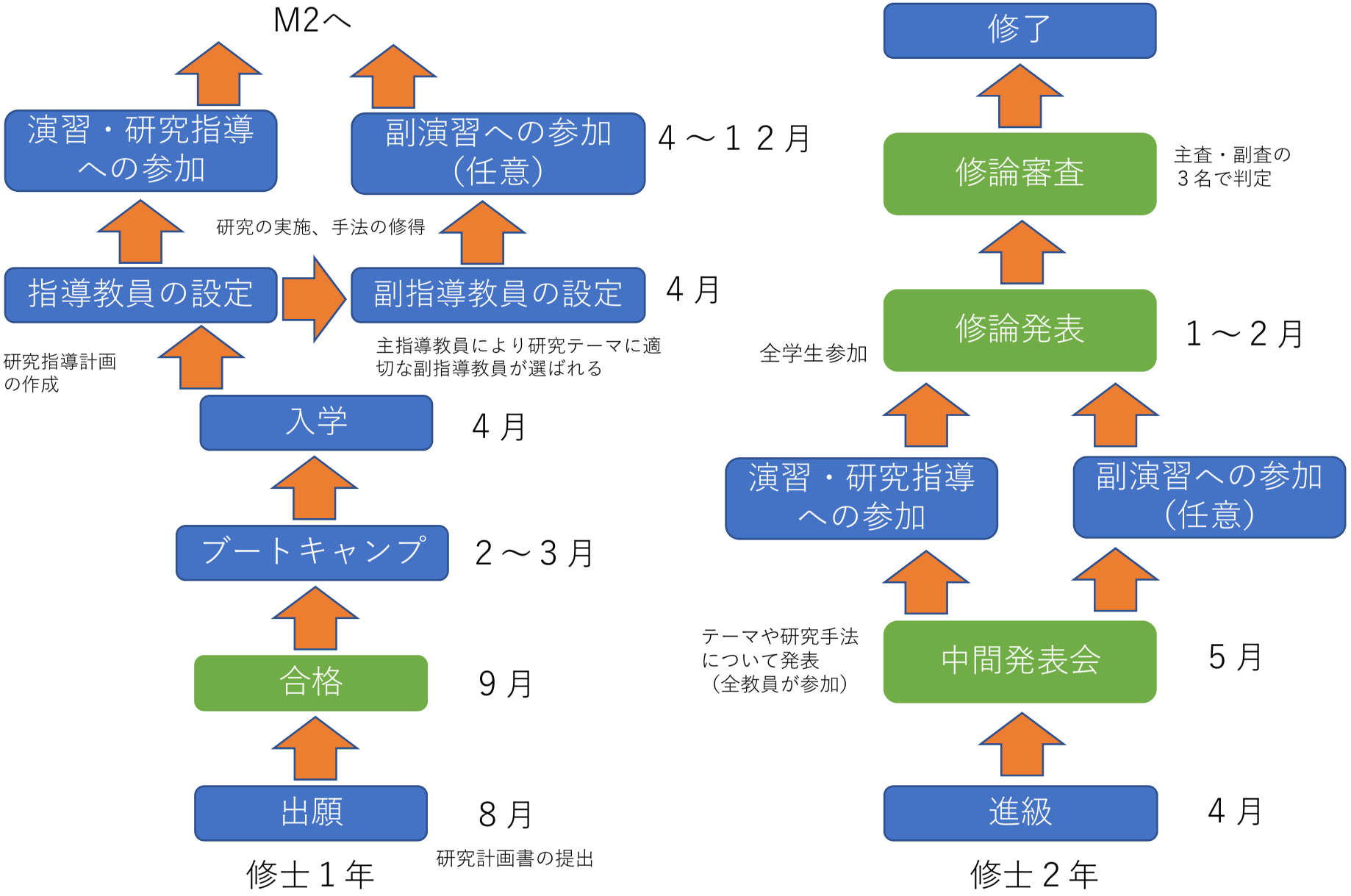

演習の開講とソーシャル・データサイエンスの涵養

資料５－６

主・副指導教員という
２名以上での指導体制

ソーシャル・データサイエンスは複合領域であることから、その修得には複数の専門性を持った教員からの指導が必要とされる。異なる研究手法・研究フィールドを持った教員から指導を受けることで、ソーシャル・データサイエンスの手法の広がりを理解し、複合手法による高度な分析が実現できるようになることが期待される。

例）

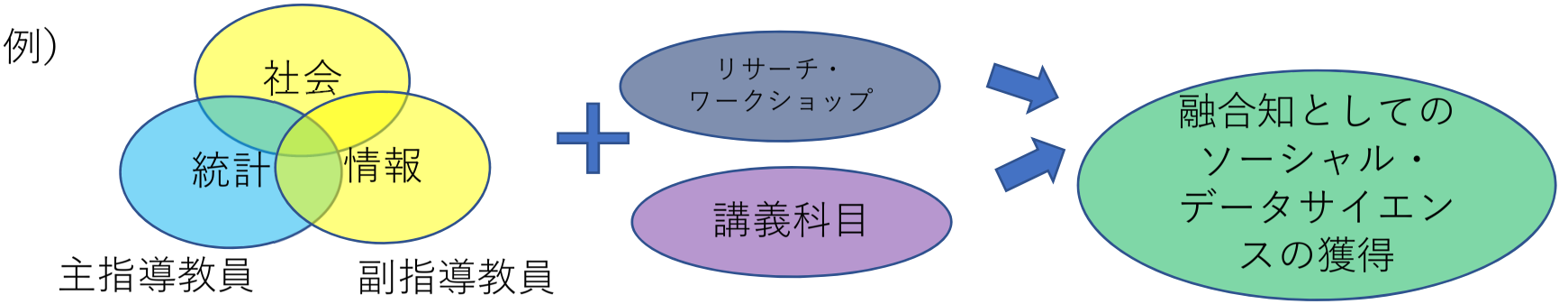

演習の開講方法

学生は入学時に主指導教員が決定され、主指導教員により副指導教員が決定される。
学生は主指導教員による演習への参加は必須であり、副指導教員の演習（副演習）への参加は推奨される。
副指導教員は、主指導教員の研究指導に参加したり、中間発表の際に助言を行ったりするなど、随時指導を行う。

資料５－７

一橋大学における人を対象とする研究の倫理規則

平成28年５月11日
規則第104号

（目的）

第１条　この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）において、人を対象とする研究を倫理的観点から適切に遂行する上で求められる研究者の行動と態度の規準を定めることにより、社会科学研究を倫理的に適切な形で推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一　「人を対象とする研究」とは、観察、調査及び実験といった方法を用いて、個人又は集団等を対象に実施するもので、その身体、心情、行動、環境等に関する情報・データ等を収集及び分析し、その成果を公表する一連の作業をいう。

二　「研究者」とは、本学に所属する教員、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生、その他本学において研究活動を実施する者をいう。

三　「研究対象者」とは、前号の研究者が実施する研究に対して、個人又は集団等の情報・データ等を提供する者をいう。

（研究倫理の原則）

第３条　人を対象とする研究は、個人の生命、尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法又は手段で、遂行されなければならない。

２　研究者は、人を対象とする研究を計画する場合は、安心かつ安全な方法で、研究対象者の身体的及び精神的負担並びに苦痛を最小限にするよう留意しなければならない。

３　研究者は、研究を実施するに当たり、研究対象者が身体的及び精神的苦痛を受ける可能性がある場合は、当該苦痛を最小限にとどめるよう努めるとともに、研究目的がそれに見合うものであるかどうかを事前に検討しなければならない。

（研究者の説明責任）

第４条　研究者は、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、その情報・データ等の収集方法等について、あらかじめ研究対象者に説明しなければならない。

２　研究者は、研究対象者が何らかの身体的及び精神的負担並びに苦痛を伴うことが予見される場合は、その予見される状況を研究対象者に説明しなければならない。

３　研究者は、事前に研究方法等についての一部の説明を行うことができない正当な理由がある場合は、個人又は集団等から情報・データ等を収集又は採取した後速やかにその事情を説明し、研究対象者の了解を得るよう努めなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第５条　研究者は、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、事前に研究対象者の同意を得ることを原則とする。

２　研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく、研究実施期間中いつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

３　研究者は、研究対象者が第１項に規定する同意能力がないと判断される場合は、当該研究対象者に代わる者から同意を得なければならない。

４　研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報・データ等を速やかに廃棄しなければならない。

５　研究対象者からの同意は、原則として書面により行い、研究者は、その記録を作成した年度の翌年度４月１日から起算して最低５年間保管しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第６条　研究者は、研究実施に伴い研究対象者に関する個人情報を入手した場合は、国立大学法人一橋大学個人情報保護規則（平成17年規則第38号）により取り扱うこととし、その管理に細心の注意を払わなければならない。

２　研究対象者に関する個人情報は、研究対象者の事前の同意を得ることなく、第三者に提供又は貸与してはならない。

（第三者への委託）

第７条　研究者が第三者に委託し、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、この規則の趣旨を踏まえた契約を交わした上で、行わなければならない。

（研究倫理の理解）

第８条　研究者は、一橋大学における研究活動に係る行動規範（平成19年制定）、一橋大学における公的研究費等の適正な管理・運営に関する規則（平成27年規則第132号）及び一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則（平成27年規則第164号）を遵守するとともに、一橋大学が指定した研究倫理教育を受講して、研究倫理についての理解を深めなければならない。

（倫理審査）

第９条　研究者は、人を対象とする研究の研究計画又は公表予定原稿が倫理的観点から妥当であるかどうかについて、一橋大学研究機構に倫理審査を求めることができる。

附　則

この規則は、平成28年５月11日から施行する。

資料５－８

一橋大学研究倫理審査委員会内規

平成28年５月11日
規則第105号

改正　平成30年４月１日　令和２年３月18日

（目的）

第１条　この内規は、一橋大学研究機構会議細則（平成23年規則第８条）第６条第２項に基づき、一橋大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　委員会は、一橋大学における人を対象とする研究の倫理規則（平成28年規則第104号）の規定により行われる人を対象とする研究の研究計画又は公表予定原稿が、倫理的観点から妥当であるかどうかについて、研究者の求めに応じて審査する。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一　経営管理研究科、経済学研究科、法学研究科、社会学研究科及び経済研究所の教授会から選出された者　各１人

二　その他研究機構長が指名する者　若干人

（任期）

第４条　委員の任期は原則として２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、研究機構長が指名する。

３　委員長は、委員会を主宰する。

４　副委員長は、委員長が指名する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が関係する研究が審査対象であるときは、その職務を代理する。

（委員会の開催）

第６条　委員会は、委員長が必要と認めたときに、随時開催するものとする。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

２　委員会は、必要に応じて審査を申請した研究者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。

（議決要件と判定）

第８条　委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の過半数の合意をもって行うものとする。

２　委員は、自らが研究代表者、共同研究者又は研究協力者となる研究に係る審査に加わることはできない。

３　委員は、自らが研究上の利害関係にある研究に係る審査に加わることはできない。

４　審査判定は、次の各号のいずれかとする。

一　承認

二　条件付承認

三　変更の勧告

四　不承認

五　審査対象外

（簡略審査による迅速化）

第９条　前条の規定にかかわらず、委員長が次の各号のいずれかに該当するものと認めた場合は、迅速な審査を行うため、別に定めるところにより、審査手続を簡略化することができる。

一　研究計画の軽微な変更に係る審査

二　既に委員会において承認されている研究計画に準じた研究計画に係る審査

三　研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被りうる身体的、心理的又は社会的危害の限度を超えない危険であって、社会的に許容されるものをいう。）を超える危険を含まない研究計画又は公表予定原稿に係る審査

（記録の保存）

第10条　委員会の審査に関する記録は、国立大学法人一橋大学法人文書管理規則（平成23年規則第51号）の定めるところにより、保存するものとする。

（守秘義務）

第11条　委員は、申請書類等に記載された研究対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務）

第12条　委員会の事務は、総務部研究・社会連携課が行う。

（雑則）

第13条　この内規に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、一橋大学研究機構会議が別に定める。

附　則

１　この内規は、平成28年５月11日から施行する。

２　この内規の施行後、最初に選出された委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、２年の範囲内で研究機構長が定める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年３月18日から施行し、改正後の一橋大学研究倫理審査委員会内規の規定は、令和元年12月１日から適用する。

資料６－１

一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科
ソーシャル・データサイエンス専攻
（仮称・令和５年４月開設予定・設置構想中）
「設置構想についてのアンケート調査」報告書（抄）

令和 3 年 11 月 17 日

株式会社高等教育総合研究所

目次

Ⅰ　調査の概要　1

Ⅱ　研究科に関する調査（社会人と他大学生）　3

1　全質問項目の集計結果　3

2　集計結果のポイント　10

Ⅲ　研究科に関する調査（一橋大学の学部生）　17

1　全質問項目の集計結果　17

2　集計結果のポイント　23

添付資料　28

①「一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）設置構想についてのアンケート調査」（対象：2021 年度社会人、大学生の皆様）　28

②「一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）設置構想についてのアンケート調査」（対象：2021 年度現在、本学学部生の皆様）　44

Ⅰ　調査の概要

◆ 調 査 目 的 ：　本調査は、一橋大学が令和 5 年 4 月設置に向けて構想中の「一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）」の学生確保の見通しを、大学外の公正な第三者機関によりアンケートを用いて測ることを目的とする。

◆ 調 査 期 間 ：　令和 3 年 9 月～令和 3 年 10 月

◆ 調 査 対 象 ：　調査対象①　社会人と他大学生

全国に在住する社会人と一橋大学在籍者以外の大学生を対象に、インターネット調査会社（株式会社クロス・マーケティング）協力のもと、アンケートを実施した。調査対象者の選定条件は以下の通りである。

調査会社に登録するモニターのうち、配信後期間内（1 週間）に回答があった者 18,890 人の中から、
年齢：18 歳から 49 歳
最終学歴：大学卒もしくは大学院卒（卒業見込みを含む）
現在の状況：在学中もしくは在職中
以上の条件に適合した 11,693 人のうち、一橋大学が設置構想中の大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）を「受験したい」と回答した 2,000 人を、本質問（Q12，Q13，Q14）の回答対象とした。

調査対象②　一橋大学の学部生

2021 年度現在、一橋大学に在籍している正規学部生 1～4 年生 4,391 人を回答対象とした。

◆ 調 査 方 法 ： ●調査対象①　社会人と他大学生

モニターが調査会社に登録しているメールアドレスにアンケートを配信。回答者はパソコンもしくはタブレットなどを使用して回答を行った。

●調査対象②　一橋大学の学部生

一橋大学の学内ポートフォリオシステム「manaba」を使用し、学務情報システム CELS の掲示板、及びメールで各学生にアンケート実施を周知し、アンケートフォームの URL へ誘導。回答者はパソコンもしくはタブレットなどを使用して回答を行った。

◆ 調 査 内 容 ： ●調査対象①　社会人と他大学生

アンケート質問項目は全 14 問の選択式とし、主な質問内容は以下の通りである（在学者の通う大学名をたずねた問 8 については、集計を省略する）。

・回答者の基本情報について
・一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）への評価について
・一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）への受験意向及び入学意向について

●調査対象②　一橋大学の学部生

アンケート質問項目は全 11 問の選択式とし、主な質問内容は以下の通りである。

・回答者の基本情報について
・一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）への評価について
・一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）への受験意向及び入学意向について

◆ 有効回答件数 ： ●調査対象①　社会人と他大学生　18,890 人
●調査対象②　一橋大学の学部生　245 人

Ⅱ　研究科に関する調査（社会人と他大学生）

1　全質問項目の集計結果

※「構成比」（%）はいずれも、小数第二位を四捨五入。よって、合計はかならずしも100%と一致しない。

3～9 ページは、アンケートで回答を得た 18,890 人の回答結果に基づく全質問項目の集計結果である。

問 1　あなたがお住まいの都道府県をお答えください。

選択項目	回答数	構成比	選択項目	回答数	構成比	選択項目	回答数	構成比
北海道	884	4.7%	石川県	129	0.7%	岡山県	263	1.4%
青森県	198	1.0%	福井県	102	0.5%	広島県	374	2.0%
岩手県	163	0.9%	山梨県	87	0.5%	山口県	134	0.7%
宮城県	397	2.1%	長野県	247	1.3%	徳島県	99	0.5%
秋田県	124	0.7%	岐阜県	269	1.4%	香川県	129	0.7%
山形県	133	0.7%	静岡県	438	2.3%	愛媛県	126	0.7%
福島県	221	1.2%	愛知県	1,189	6.3%	高知県	74	0.4%
茨城県	327	1.7%	三重県	221	1.2%	福岡県	665	3.5%
栃木県	228	1.2%	滋賀県	157	0.8%	佐賀県	58	0.3%
群馬県	245	1.3%	京都府	438	2.3%	長崎県	139	0.7%
埼玉県	1,184	6.3%	大阪府	1,452	7.7%	熊本県	183	1.0%
千葉県	1,029	5.4%	兵庫県	830	4.4%	大分県	107	0.6%
東京都	2,928	15.5%	奈良県	187	1.0%	宮崎県	84	0.4%
神奈川県	1,655	8.8%	和歌山県	97	0.5%	鹿児島県	112	0.6%
新潟県	315	1.7%	鳥取県	81	0.4%	沖縄県	141	0.7%
富山県	164	0.9%	島根県	83	0.4%	合計	18,890	100.0%

問 2　あなたの性別をお答えください。

選択項目		回答数	構成比
1	男性	11,081	58.7%
2	女性	7,809	41.3%
合計		18,890	100.0%

問３　あなたの年齢をお答えください。

選択項目		回答数	構成比
1	１０代	256	1.4%
2	２０代	2,714	14.4%
3	３０代	5,153	27.3%
4	４０代	10,767	57.0%
5	５０代	0	0.0%
6	６０代以上	0	0.0%
合計		18,890	100.0%

問４　あなたの現在の状況についてお教えください。

選択項目		回答数	構成比
1	大学1年生	198	1.0%
2	大学2年生	238	1.3%
3	大学3年生	261	1.4%
4	大学4年生	366	1.9%
5	大学院（前期）1年生	35	0.2%
6	大学院（前期）2年生	38	0.2%
7	大学院（後期）1～3年生	36	0.2%
8	在職中	17,718	93.8%
9	主婦	0	0.0%
10	無職	0	0.0%
11	その他	0	0.0%
合計		18,890	100.0%

問 5～問 7 は、問 4 で「8. 在職中」と回答した 17,718 人が回答対象である。

問 5　あなたのお勤め先の業種をお教えください。

選択項目		回答数	構成比
1	農業	126	0.7%
2	林業	34	0.2%
3	漁業	29	0.2%
4	鉱業	24	0.1%
5	建設業	960	5.4%
6	製造業	3,495	19.7%
7	電気・ガス・熱供給・水道業	244	1.4%
8	運輸・通信業	1,471	8.3%
9	卸売・小売業、飲食店	2,022	11.4%
10	金融・保険業	749	4.2%
11	不動産業	380	2.1%
12	サービス業	4,328	24.4%
13	公務（他に分類されないもの）	1,250	7.1%
14	その他	2,606	14.7%
合計		11,693	100.0%

問 6　あなたのお勤め先での職種をお答えください。

選択項目		回答数	構成比
1	経営	470	2.7%
2	経営企画	239	1.3%
3	営業	1,852	10.5%
4	事務	3,354	18.9%
5	企画・開発	364	2.1%
6	財務・経理	510	2.9%
7	総務・人事	684	3.9%
8	資材・購買	203	1.1%
9	広報	67	0.4%
10	販売	1,568	8.8%
11	専門職	2,515	14.2%
12	技術職	3,067	17.3%
13	研究	220	1.2%
14	クリエイティブ	331	1.9%
15	教員	382	2.2%
16	その他	1,892	10.7%
合計		17,718	100.0%

問 7　あなたの最終学歴をお答えください。

選択項目		回答数	構成比
1	中学卒業	470	2.7%
2	高校卒業	6,727	38.0%
3	大学卒業	9,177	51.8%
4	大学院(修士)修了	1,074	6.1%
5	大学院(博士)修了	270	1.5%
合計		17,718	100.0%

問 9～問 11 は、問 4 で「1～7 の大学または大学院へ在学中の者」及び問 4 で「8. 在職中」と回答し、問 7 で「3～5 の大学卒業または大学院修了」と回答した 11,693 人が回答対象である。

問 9　現在学生の方は在学中の、既卒の方は卒業された学部・研究科の学問分野についてお答えください。

選択項目		回答数	構成比	選択項目		回答数	構成比
1	文学	920	7.9%	18	食物・栄養学	228	1.9%
2	語学・言語学	539	4.6%	19	農・水産学	231	2.0%
3	史学・考古学	233	2.0%	20	福祉学	213	1.8%
4	哲学・倫理学	57	0.5%	21	総合・環境・人間学	115	1.0%
5	心理学	255	2.2%	22	芸術学	158	1.4%
6	社会学	428	3.7%	23	スポーツ科学	46	0.4%
7	国際関係学	208	1.8%	24	体育・健康・保健科学	60	0.5%
8	経済学	1,302	11.1%	25	ﾋﾞｼﾞﾈｽ･ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ学	47	0.4%
9	経営学	689	5.9%	26	調理・製菓	16	0.1%
10	商学・会計学	395	3.4%	27	旅行・観光・ﾎﾃﾙ･ﾌﾞﾗｲﾀﾞﾙ	54	0.5%
11	法・政治学	909	7.8%	28	美容・理容	22	0.2%
12	教育学	339	2.9%	29	デザイン・写真	73	0.6%
13	保育・児童学	201	1.7%	30	ファッション・和装	61	0.5%
14	理学	424	3.6%	31	ｹﾞｰﾑ･ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ･ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ	42	0.4%
15	工学	1,308	11.2%	32	自動車・航空・宇宙	47	0.4%
16	情報学	355	3.0%	33	建築・土木・インテリア	225	1.9%
17	医・歯・薬・看護・保健学	765	6.5%	34	その他	728	6.2%
合計						11,693	100.0%

問 10　あなたは一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）を、受験したいと思いますか。

選択項目		回答数	構成比
1	受験したい	2,000	17.1%
2	受験したくない	9,693	82.9%
合計		11,693	100.0%

問 11　一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）への進学を検討する上で重要と思う条件をお答えください。

※複数回答項目のため、回答数は 11,693 人の延べ数

※各構成比 ＝ 回答数 ÷ 11,693

選択項目		回答数	構成比
1	夜間・土日の通学のみで学位が取得できる	3,668	31.4%
2	オンラインで受講できる	5,272	45.1%
3	長期履修制度がある	1,380	11.8%
4	短期履修制度がある	1,163	9.9%
5	授業料が免除される	3,954	33.8%
6	奨学金の貸与・給付制度が充実している	2,088	17.9%
7	職場の研修制度を利用できる	1,743	14.9%
8	休職できる	2,385	20.4%
9	入学前の準備講座がある	722	6.2%
10	論文データベースなどを活用できる	751	6.4%
11	進学がキャリアパスになると確信できる	1,584	13.5%
12	家庭の環境が整う（家族の了解が得られる、育児が一段落つくなど）	2,081	17.8%
13	その他	329	2.8%

問 12～問 14 は、問 10 で「1. 受験したい」と回答した 2,000 人が回答対象である。

問 12　Q10 で一橋大学ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）を「受験したい」と回答した理由をお答えください。

※複数回答項目のため、回答数は 2,000 人の延べ数

※各構成比 ＝ 回答数 ÷ 2,000

選択項目		回答数	構成比
1	自宅からの通学が便利だから	457	22.9%
2	養成する人材像に共感できるから	689	34.5%
3	学べる内容に興味・関心があるから	1,448	72.4%
4	希望する就職が期待できるから	325	16.3%
5	その他	10	0.5%

問 13　あなたが一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）を受験して合格した場合、入学したいと思いますか。

選択項目		回答数	構成比
1	合格した場合、入学したい	1,463	73.2%
2	合格した場合、併願する大学院の結果によっては入学したい	537	26.9%
合計		2,000	100.0%

問 14　一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）で、修士課程に続き博士課程が設置されたら、あなたは博士課程への進学を検討しますか。

選択項目		回答数	構成比
1	進学したい	387	19.4%
2	進路の一つとして考えたい	963	48.2%
3	現時点ではわからない	555	27.8%
4	進学したいとは思わない	95	4.8%
合計		2,000	100.0%

問 15 は、問 10 で「2. 受験したくない」と回答した 9,693 人が回答対象である。

問 15　Q10 で一橋大学ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）を「受験したくない」と回答した理由をお答えください。

※複数回答項目のため、回答数は 9,693 人の延べ数

※各構成比 ＝ 回答数 ÷ 9,693

選択項目		回答数	構成比
1	興味・関心のある分野ではないから	5,016	51.7%
2	興味・関心のある分野だが、他の大学院への進学を希望しているから	118	1.2%
3	興味・関心のある分野だが、新設の研究科へ進学するのは不安だから	206	2.1%
4	興味・関心のある分野だが、さらに詳細を知ったうえで検討したいから	348	3.6%
5	自宅からの通学が不便だから	1,960	20.2%
6	学費の負担が大きいから	2,912	30.0%
7	キャリアを中断し進学することに不安があるから	2,389	24.6%
8	その他	213	2.2%

（中略）

Ⅲ　研究科に関する調査（一橋大学の学部生）

1　全質問項目の集計結果

※「構成比」（%）はいずれも、小数第二位を四捨五入。よって、合計は必ずしも 100%と一致しない。

17～22 ページは、アンケートで回答を得た 245 人の回答結果に基づく全質問項目の結果である。

問 1　あなたがお住まいの都道府県をお答えください。

選択項目		回答数	構成比
1	東京都	174	71.0%
2	神奈川県	42	17.1%
3	埼玉県	14	5.7%
4	千葉県	14	5.7%
5	静岡県	1	0.4%
合計		245	100.0%

問 2　あなたの性別をお答えください。

選択項目		回答数	構成比
1	男性	177	72.2%
2	女性	68	27.8%
合計		245	100.0%

問 3　あなたの年齢をお答えください。

選択項目		回答数	構成比
1	18 歳	37	15.1%
2	19 歳	53	21.6%
3	20 歳	59	24.1%
4	21 歳	48	19.6%
5	22 歳	31	12.7%
6	23 歳	12	4.9%
7	24 歳	2	0.8%
8	25 歳	1	0.4%
9	26 歳	1	0.4%
10	70 歳	1	0.4%
合計		245	100.0%

問 4　あなたの現在の状況についてお教えください。

選択項目		回答数	構成比
1	学部 1 年生	82	33.5%
2	学部 2 年生	52	21.2%
3	学部 3 年生	50	20.4%
4	学部 4 年生	61	24.9%
合計		245	100.0%

問 5　在学中の学部の学問分野についてお答えください。

選択項目		回答数	構成比
1	文学	0	0.0%
2	語学・言語学	0	0.0%
3	史学・考古学	3	1.2%
4	哲学・倫理学	3	1.2%
5	心理学	2	0.8%
6	社会学	49	20.0%
7	国際関係学	6	2.4%
8	経済学	67	27.3%
9	経営学	17	6.9%
10	商学・会計学	45	18.4%
11	法・政治学	47	19.2%
12	教育学	2	0.8%
13	保育・児童学	0	0.0%
14	理学	0	0.0%
15	工学	0	0.0%
16	情報学	1	0.4%
17	医・歯・薬・看護・保健学	0	0.0%
18	食物・栄養学	0	0.0%
19	農・水産学	0	0.0%
20	福祉学	0	0.0%
21	総合・環境・人間学	2	0.8%
22	芸術学	0	0.0%
23	その他	1	0.4%
合計		245	100.0%

問 6　あなたは一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻（仮称）を、受験したいと思いますか。

選択項目		回答数	構成比
1	学部 4 年次に受験したい	38	15.5%
2	卒業後、一度就職してから受験したい	32	13.1%
3	受験したくない	175	71.4%
合計		245	100.0%

問 7～問 9 は、問 6 で「1. 学部 4 年次に受験したい」または「2. 卒業後、一度就職してから受験したい」と回答した 70 人が回答対象である。

問 7 「問 6」で一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻科（仮称）を「1. 学部 4 年次に受験したい」／「2. 卒業後、一度就職してから受験したい」と回答した理由をお答えください。

※複数回答項目のため、回答数は 70 人の延べ数

※各構成比 ＝ 回答数 ÷ 70

選択項目		回答数	構成比
1	自宅からの通学が便利だから	6	8.6%
2	養成する人材像に共感できるから	23	32.9%
3	学べる内容に興味・関心があるから	60	85.7%
4	希望する就職が期待できるから	13	18.6%
5	その他	2	2.9%
6	無回答	1	1.4%

問 8 あなたが一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科ソーシャル・データサイエンス専攻科（仮称）を受験して合格した場合、入学したいと思いますか。

選択項目		回答数	構成比
1	合格した場合、入学したい	47	67.1%
2	合格した場合、併願する大学院の結果によっては入学したい	22	31.4%
3	無回答	1	1.4%
合計		70	100.0%

（後略）

資料８－１

国立大学法人一橋大学職員就業規則

平成16年４月１日
規則第42号

改正　平成17年４月１日　平成18年４月１日
平成18年４月５日　平成19年４月１日
平成21年４月１日　平成23年３月16日
平成24年７月９日　平成25年４月１日
平成25年７月29日　平成26年１月27日
平成26年４月１日　平成26年８月１日
平成26年10月27日　平成26年11月26日
平成27年３月23日　平成27年４月１日
平成27年11月24日　平成28年４月１日
平成29年１月１日　平成29年１月20日
平成29年４月１日　平成29年10月１日
平成31年１月１日　令和２年２月28日
令和２年10月１日　令和３年２月19日

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　採用及び退職
第１節　採用等（第６条―第12条）
第２節　退職、解雇、休職等（第13条―第22条の３）
第３節　定年（第23条）
第３章　給与（第24条）
第４章　退職手当（第25条）
第５章　勤務条件（第26条―第29条）
第６章　服務（第30条―第39条）
第７章　表彰及び懲戒（第40条―第43条）
第８章　能率（第44条―第47条）
第９章　福利厚生（第48条―第53条）
第10章　雑則（第54条―第56条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の労働条件、服務規律、その他の就業に関する事項を明確にすることを目的とする。

２　この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条に規定する使用者が作成する就業規則とする。

（法令との関係）

第２条　職員の就業に関しこの規則に定めのない事項については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）、労基法その他の関係法令の定めるところによる。

（職員の定義）

第３条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

一　職員　第６条の規定により本学に採用され国立大学法人一橋大学職員給与規程（平成16年規則第49号。以下「職員給与規程」という。）第６条第２項第１号から第５号に定める本給表、国立大学法人一橋大学年俸制教育職員給与規則（平成26年規則第39号。以下「年俸制教育職員給与規則」という。）、国立大学法人一橋大学特定年俸制教育職員給与規則（平成26年規則第103号。以下「特定年俸制教育職員給与規則」という。）又は国立大学法人一橋大学全学年俸制教育職員給与規則（平成28年規則第８号。以下「全学年俸制教育職員給与規則」という。）の適用を受ける

人事異動通知書を交付された者をいう。
二　教育職員　職員給与規程第６条第２項第３号に定める本給表、年俸制教育職員給与規則、特定年俸制教育職員給与規則又は全学年俸制教育職員給与規則の適用を受ける人事異動通知書を交付された者をいう。
三　一般職員　職員のうち前号に掲げる者以外をいう。
四　年俸制教育職員　第２号のうち学長が指定し、年俸制教育職員給与規則、特定年俸制教育職員給与規則又は全学年俸制教育職員給与規則の適用を受ける人事異動通知書を交付された者をいう。
（適用範囲）
第４条　この規則は、前条の職員に適用する。ただし、契約職員、パートタイム職員の就業については別に定める。
２　前条第２号に掲げる職員のうち、クロスアポイントメント制度が適用される者の取扱いについては、この規則によるもののほか、国立大学法人一橋大学クロスアポイントメント制度に関する規則（平成29年規則第13号）の定めるところによる。
（遵守遂行）
第５条　本学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。
第２章　採用及び退職
第１節　採用等
（採用）
第６条　職員の採用は、次により行う。
一　教育職員　国立大学法人一橋大学教員選考基準（平成16年規則第85号。以下「教員選考基準」という。）により、教授会、研究機構会議、社会科学高等研究院運営評議会又は一橋大学学内共同教育研究施設人事委員会（以下「教授会等」という。）の審査を経て行う。
二　一般職員　教養試験、専門試験及び面接試験により、又はこのいずれかを経て選考する。
（昇任）
第７条　職員の昇任は、次により行う。
一　教育職員　教員選考基準により、教授会等の審査を経て行う。ただし、テニュアトラック教員の昇任は、教授会等及び一橋大学テニュアトラック教員審査委員会の審査を経て行う。
二　一般職員　勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。
（試用期間）
第８条　職員の採用については、６箇月の試用期間を設けるものとする。ただし、学長が認めたときは、設けないことがある。
２　前項の規定は、職員の昇任について準用することがある。
３　試用期間は在職期間に通算する。
（期間を定めた雇用）
第９条　次の各号のいずれかに該当する場合は、期間を定めて職員を雇用する。
一　国立大学法人一橋大学の教員の雇用期間に関する規則（平成16年規則第87号。以下「教員雇用期間規則」という。）に基づいて教育職員を雇用する場合
二　国立大学法人一橋大学テニュアトラック制に関する規則（平成26年規則第166号）に基づいて教育職員を雇用する場合
三　前２号に定めるほか、期間を定めて職員を雇用することが特に必要と認められる場合
（雇用期間の定めのない職員への転換）
第９条の２　前条の規定により期間を定めて雇用された職員（以下「雇用期間付職員」という。）のうち、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条に規定する通算契約期間（以下「通算契約期間」という。）が５年を超える者は、学長に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日（以下「満了日」という。）までの間に、満了日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込み（以下「無期転換の申込み」という。）をすることができる。
２　前項の申込みをした者は、満了日の翌日から雇用期間の定めのない職員となるものとする。
３　無期転換の申込みは、原則として書面で行うものとする。
４　学長は、無期転換の申込みをした者に対し、当該申込みを受理した旨を書面で通知するものとす

る。
（雇用期間の定めのない職員への転換の特例）
第９条の３　次の各号のいずれかに該当する職員にかかる前条の規定の適用については、同条第１項中「５年」とあるのは、「10年」とする。
一　教員雇用期間規則の定めるところにより期間を定めて雇用された教育職員
二　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の２第１項第１号又は第２号に該当する雇用期間付職員
２　前項の職員（前項第２号に定める職員のうち大学の学生である者を除く。）のうち大学に在学している間に本学との間で期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。）を締結していた者にかかる前条の規定の適用については、当該大学に在学している期間は通算契約期間に算入しない。
（労働条件の明示）
第10条　職員の採用に際しては、労基法第15条の規定により、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付することにより明示する。
一　雇用契約の期間に関する事項
二　就業の場所及び従事する業務に関する事項
三　始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
四　給与に関する事項
五　退職に関する事項
（採用前提出書類）
第11条　職員に採用される者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
一　履歴書
二　学歴に関する証明書
三　住民票記載事項証明書
四　その他学長が必要と認める書類
２　職員は、前項各号の書類の記載事項に変更があった場合は、その旨を、必要な書類を添えて、速やかに届け出なければならない。
（人事異動）
第12条　業務上の都合により職員に対し配置換、出向その他の人事異動を命令することがある。
２　前項に基づき教育職員に命令を行う場合には、教授会等の議を経るものとする。
３　職員は、正当な理由がない限り第１項の命令を拒むことができない。
４　職員に対し就業の場所の変更を伴う人事異動を命令するにあたっては、職員の子の養育又は家族の介護の状況に配慮するものとする。
５　職員の出向に関する取扱いについては、国立大学法人一橋大学職員出向規程（平成16年規則第70号）の定めるところによる。
第２節　退職、解雇、休職等
（退職）
第13条　職員が次の各号の一に該当した場合は退職とし、職員としての身分を失う。
一　雇用期間付職員の雇用期間が満了した場合
二　国立大学法人の学長、常勤の理事又は常勤の監事となった場合
三　第41条の規定により懲戒解雇された場合
四　死亡した場合（民法（明治29年法律第89号）により死亡とみなされる場合を含む。）
五　国立大学法人一橋大学職員退職手当規程第15条の２第１項各号に規定する募集に応募し、認定を受けて退職すべき期日が到来した場合
六　学長が事業の運営上転籍することを要請し、職員が同意した場合
七　学長が第41条の規定による諭旨解雇を行い、職員が辞職に同意した場合
（辞職）
第14条　雇用期間付職員が辞職しようとする場合においては、辞職を予定する日の30日前までに書面

をもって学長に申し出て、その承認を得なければならない。
2　職員から前項の申出があったときは、特に支障のない限りこれを承認するものとする。
3　職員は、辞職を申し出た後においても、前項の承認があるまでは、引き続き勤務しなければならない。
4　雇用期間の定めのない職員が辞職しようとする場合においては、辞職を予定する日の14日前までに書面をもって学長に申し出なければならない。
5　前項の申出があったときは、辞職を予定する日に雇用が終了する。
（解雇）
第15条　職員は、次の各号の一に該当する場合においては、解雇されることがある。
一　勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込がなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき。
二　勤務状況が著しく不良で改善の見込がなく、職員としての職責を果たしえないと認められたとき。
三　業務上の負傷又は疾病による療養の開始後３年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、職員が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき。
四　精神又は身体の障害について適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められたとき。
五　試用期間中又は試用期間満了時までに職員として不適格であったと認められるとき。
六　事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小･転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ､他の職務に転換させることが困難なとき。
七　学校教育法（昭和22年法律第26号）第９条第１号、第２号及び第５号に該当するとき。
八　国、本学以外の国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体又はその他の機関、法人等において懲戒解雇の処分を受けたとき。
九　第41条の規定により諭旨解雇となり催告期間内に勧告に応じなかったとき。
十　その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき。
2　前項による解雇は、調査会の審査を経なければならない。
（解雇の制限）
第16条　前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、前条第３号に該当する場合はこの限りでない。
一　業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
二　産前産後の女性職員が労基法第65条の規定により休業する期間及びその後30日間
（解雇の予告）
第17条　第15条の規定による解雇は、少なくとも30日前に当該職員に予告をするか、又は平均賃金の30日分の予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は懲戒解雇する場合で行政官庁の認定を受けた場合はこの限りでない。
2　前項の予告の日数は、１日について平均賃金を支払うことによりその日数を短縮することができる。
（退職等証明書）
第18条　退職した者が退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。
2　前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。
一　雇用期間
二　業務の種類
三　その事業における地位
四　給与
五　退職の事由（解雇の場合は、その理由）
3　職員が第17条の解雇の予告をされた日から退職の日までにおいて、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付するものとする。ただし、解雇の予告がなされた日以後に当該解雇以外の事由により退職した場合は、この限りでない。
4　第１項及び前項の証明書には第２項の事項のうち、本人が請求した事項のみを証明するものとする。

（降任）
第19条　職員は、次の各号の一に該当する場合においては、降任されることがある。
一　勤務成績が不良な場合
二　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
三　その他その職に必要な適格性を欠く場合
四　組織の改廃又は予算の減少により廃職を生じた場合
２　昇任後の試用期間中の職員は、前項各号に掲げる事由に該当する場合の他、昇任後の職務遂行能力に欠けると認める場合には、降任されることがある。
３　第１項第１号、第２号及び第３号による降任は、調査会の審査を経なければならない。
（休職）
第20条　職員の休職については、国立大学法人一橋大学職員休職規程（平成16年規則第67号）の定めるところによる。
（育児休業等）
第21条　職員の育児休業、育児短時間勤務、育児時間その他子を養育する職員等の継続的な勤務の促進を図るための措置については、国立大学法人一橋大学育児休業等規程（平成28年規則第158号）の定めるところによる。
（介護休業等）
第22条　職員の介護休業、介護部分休業その他家族の介護を行う職員等の継続的な勤務の促進を図るための措置については、国立大学法人一橋大学介護休業等規程（平成28年規則第159号）の定めるところによる。
（配偶者同行休業）
第22条の２　職員の配偶者同行休業については、国立大学法人一橋大学職員配偶者同行休業規則（平成26年規則第143号）の定めるところによる。
（自己啓発等休業）
第22条の３　職員の自己啓発等休業については、国立大学法人一橋大学職員自己啓発等休業規則（平成27年規則第111号）の定めるところによる。
第３節　定年
（定年による退職）
第23条　職員の定年は、次の各号の区分により定める年齢とし、当該定年に達した日以後における最初の３月31日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。ただし、本人が希望する場合は、別に定めるところにより再雇用する。
一　教育職員（第３号に掲げる職員を除く。）　63歳
二　一般職員（次号に掲げる職員を除く。）　60歳
三　第９条の２第２項の規定により雇用期間の定めのない職員となった者（雇用期間の定めのない職員となったときに前２号に定める年齢に達している者に限る。）　雇用期間の定めのない職員となったときの年齢に１年を加えた年齢
２　前項の規定は、雇用期間付職員には適用しない。
第３章　給与
（給与）
第24条　職員の給与については、職員給与規程、年俸制教育職員給与規則、特定年俸制教育職員給与規則及び全学年俸制教育職員給与規則の定めるところによる。
第４章　退職手当
（退職手当）
第25条　職員の退職手当は、国立大学法人一橋大学職員退職手当規程（平成16年規則第58号）の定めるところによる。
第５章　勤務条件
（勤務時間、休日及び休暇）
第26条　職員の勤務時間、休日及び休暇については、国立大学法人一橋大学職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規則第48号。以下「勤務時間規程」という。）の定めるところによる。

（出勤）
第27条　職員（勤務時間規程第11条に定める専門業務型裁量労働制が適用される職員を除く。）は、始業時刻までに出勤し、出勤簿に押印することにより出勤を証明しなければならない。ただし、やむを得ない場合は署名に替えることができる。
２　前項の規定にかかわらず、職員の出退勤管理等に関する事務を実施するために設置されている入出力装置を電気通信回路で接続した電子情報システム（以下この項において「勤怠管理システム」という。）を使用している職員にあっては、勤怠管理システムへの入力をもって出勤簿の押印に替えることができる。
（在宅勤務）
第27条の２　次の各号のいずれかに該当する職員が、一定期間、通常の勤務場所を離れて当該職員の自宅又はこれに準ずる場所（以下「自宅等」という。）における情報通信機器を利用した勤務（以下「在宅勤務」という。）を希望し、業務の運営に支障がないと認められる場合には、別に定めるところにより、在宅勤務を命じることがある。ただし、第３号の事由（妊娠の場合を除く。）に該当する職員に在宅勤務を命じる場合には、あらかじめ、産業医の意見を聴くものとする。
一　小学校第６学年を終了する年の３月末までの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話のことをいう。）を自宅等にて行っていること。
二　国立大学法人一橋大学介護休業等規程（平成28年規則第158号）第３条第５号に規定する要介護状態にある対象家族（同条第６号に規定する者をいう。）の介護又は世話を自宅等にて行っていること。
三　障害、負傷、疾病又は妊娠により通勤が困難であると認められること。
四　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難であると認められること。
五　学長が特に必要と認める場合
２　前項の在宅勤務を命じられた職員が、同項各号の事由に該当しないこととなったとき、又は業務その他の都合上適当でないと認めるときは、直ちに在宅勤務の取りやめを命じるものとする。
（出張）
第28条　職務上必要があるときは、職員に出張を命じることがある。
２　前項の規定により出張を命ぜられた職員（以下「出張者」という。）は、出張期間、その他出張に関し変更が生じた場合には、速やかにその旨を申し出て指示を受けなければならない。
（旅費）
第29条　職員が業務のため出張する場合の旅費については、国立大学法人一橋大学旅費規則（平成30年規則第200号）の定めるところによる。
第６章　服務
（服務の根本基準）
第30条　職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に、かつ、公正に職務を遂行しなければならない。
（法令及び上司の命令に従う義務）
第31条　職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
（信用失墜行為の禁止）
第32条　職員は、法人及び大学の信用を傷つけ、又は本学職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
（秘密を守る義務）
第33条　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。
２　法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、事前に学長の許可を要する。
３　磁気情報の取扱いに関しては、国立大学法人一橋大学セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
（みなし公務員）
第34条　職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、国立大学法人法第19

条の規定により公務に従事する職員とみなされる。
（職務に専念する義務）
第35条　職員は、本学の諸規程等に定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本学がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
２　前項にかかわらず次の各号に該当する場合には、当該時間の職務従事を免除する。
一　大学が主催するレクリエーションに参加する場合
二　労働者の過半数代表者として意見集約を行う場合
三　労働組合代表者として大学と団体交渉を行う場合
四　その他学長が適当と認めた場合
（兼業の制限）
第36条　職員は、国立大学法人一橋大学職員兼業規程（平成16年規則第61号。以下「職員兼業規程」という。）第９条の規定により学長の許可若しくは承認を受けた場合又は職員兼業規程第10条の２の規定により事前の届出をした場合でなければ、兼業を行ってはならない。
２　職員が兼業を行おうとする場合の必要な事項については、職員兼業規程の定めるところによる。
（職員の倫理）
第37条　職員の倫理について遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、国立大学法人一橋大学役職員倫理規程（平成16年規則第63号）の定めるところによる。
（ハラスメント等の防止）
第38条　職員は、人権侵害、嫌がらせ、性差別等をいかなる形でも行ってはならず、これらの防止に努めるものとする。
２　前項のハラスメント等の防止等に関する措置については、別に定めるところによる。
（禁止行為）
第39条　職員は、この章に定める服務規定のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一　本学の事業をむやみに妨害する行為
二　本学に故意に損害を与える行為
三　本学の秩序又は風紀を乱す行為
四　刑法犯に該当する行為
五　職務以外で本学の施設、物品を使用する行為
六　経歴詐称
第７章　表彰及び懲戒
（表彰）
第40条　職員の表彰については、国立大学法人一橋大学職員表彰規程（平成16年規則第65号）の定めるところによる。
（懲戒）
第41条　職員が前章に定める服務規程に違反した場合は、懲戒することができる。
２　懲戒の種類及び内容については、次の各号に掲げるとおりとする。
一　戒告　始末書を提出させて、将来を戒める。
二　減給　始末書を提出させて、給与の一部を減額する。この場合において、１回の減額は、労基法第12条に規定する平均賃金の１日分の２分の１を、１箇月の額は、当該給与算定期間の給与総額の10分の１をそれぞれ超えない範囲とする。
三　停職　始末書を提出させて、６月以内を限度として出勤を停止する。その間、職務に従事させず、給与を支給しない。
四　諭旨解雇　退職を勧告し、14日以内に勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
五　懲戒解雇　予告期間を設けないで即時に解雇する。この場合において、所轄の労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けたときは、解雇予告手当を支給しない。
３　懲戒の種類及び量定の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。
一　非違行為の動機、態様及び結果
二　故意又は過失の程度
三　非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係
四　他の職員及び社会に与える影響

五　過去の非違行為の有無
六　日頃の勤務態度及び非違行為後の対応
4　量定については、別紙「懲戒処分指針」（以下「指針」という。）による。ただし、個別の事案の内容によっては、指針に掲げる量定以外とする場合もあるものとする。
5　指針に掲げられていない非違行為は、指針に掲げる取扱いを参考として判断し、懲戒処分とすることがある。
6　懲戒についての手続きは、国立大学法人一橋大学職員懲戒手続規程（平成18年規則第58号）に定めるところによる。
（厳重注意）
第42条　学長又は職務上の上司は、部下職員の職務履行の改善向上のため、厳重注意を行うことができる。
（損害賠償）
第43条　職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合においては、当該職員に対して相当の処分を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。
2　前項の賠償責任は、退職した後といえども免れない。
第８章　能率
（研修）
第44条　職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合は、研修を受けなければならない。
2　職員の研修については、国立大学法人一橋大学職員研修規程（平成16年規則第64号）の定めるところによる。
（勤務成績の評定）
第45条　職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずるものとする。
（妊産婦である女性職員の就業制限）
第46条　妊娠中の女性職員及び産後１年を経過しない女性職員（以下「妊産婦である女性職員」という。）は、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。
（妊産婦である女性職員の業務軽減）
第47条　妊産婦である女性職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務等に就かせなければならない。
第９章　福利厚生
（安全衛生及び健康管理）
第48条　本学における職員の安全衛生及び健康管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定めるほか、国立大学法人一橋大学職員安全衛生管理規程（平成16年規則第59号）の定めるところによる。
（業務上災害）
第49条　職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の定めるところによる。
（通勤災害）
第50条　職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところによる。
（雇用保険）
第51条　職員は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、雇用保険に加入する。
（社会保険）
第52条　職員は、社会保険に関する各法令等の定めるところにより、社会保険に加入する。
2　前項にかかわらず国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)に該当する場合には当該法令の定めるところによる。
（宿舎）
第53条　職員の宿舎については、国立大学法人一橋大学宿舎規則（平成16年規則第90号）の定めるところによる。
第10章　雑則

（調査会）
第54条　学長は職員に対し解雇、降任及び休職を命ずる場合で、調査を必要とする場合は調査会を設置する。
２　前項にかかわらず教育職員にあっては、前項の調査は教授会等が行い、教育研究評議会の議を経るものとする。
（苦情処理）
第55条　職員は、異動、休職、降任、勤務時間、給与その他労働条件に関し、苦情がある場合には、別に定める国立大学法人一橋大学職員苦情処理委員会に申し出ることができる。
２　その他職員の苦情に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人一橋大学職員苦情処理規程（平成18年規則第69号）による。
（規則の解釈等）
第56条　この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、役員会に諮って学長が決定する。

附　則

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。
２　国立大学法人一橋大学の成立の際現に旧国立大学設置法に基づく一橋大学の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人一橋大学の成立の日において、国立大学法人一橋大学の職員となるものとする。
３　前項により国立大学法人一橋大学の職員になった者のうち、旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づく一橋大学の職員として任用期間に定めのある者は、第９条に定める雇用期間付採用とし、当該任用期間の残余期間をもって本学の雇用期間とする。
４　一橋大学大学院国際企業戦略研究科の法務・公共政策専攻租税・公共政策講座及び経営・金融専攻国際経営戦略講座（以下「当該講座」という。）の専任の教授であり、当該講座開設日である平成12年10月１日までに本学以外の大学等から当該講座に任用された者で、かつ、開講日における年齢が満60歳以上満65歳以下の者は、第23条の規定にかかわらず平成18年３月31日を定年退職日とする。

附　則

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。
２　一橋大学大学院経済学研究科の公共経済講座の専任の教授であり、当該講座開設日である平成17年４月１日までに当該講座に配置換された者で、かつ、開講日における年齢が満60歳以上満67歳以下の者は、第23条の規定にかかわらず平成18年３月31日を定年退職日とする。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成18年４月５日から施行し、平成18年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成23年３月16日から施行する。

附　則

この規則は、平成24年７月９日から施行する。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成25年７月29日から施行する。

附　則

この規則は、平成26年１月27日から施行する。

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成26年８月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成26年10月27日から施行する。

附　則

この規則は、平成26年11月26日から施行する。

附　則

この規則は、平成27年３月23日から施行する。

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成27年11月24日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の国立大学法人一橋大学テニュアトラック制に関する規則の適用を受ける者については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成29年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成29年１月20日から施行する。

附　則

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成29年10月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成31年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年２月28日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年10月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年２月19日から施行する。

（別紙）懲戒処分指針

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

個別の事案の内容によっては、本指針に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、本指針に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

①　非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき

②　非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき

③　非違行為の他の職員及び社会に及ぼす影響が特に大きいとき

④　過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき

⑤　処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、本指針に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

①　職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき

②　非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。なお、本指針に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては本指針に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

1　一般服務関係

（1）　欠勤

一　正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
二　正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
三　正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。

（２）　遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

（３）　休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

（４）　勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

（５）　職場内秩序を乱す行為

一　他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。
二　他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

（６）　虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

（７）　秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。

（８）　兼業の承認等を得る手続きのけ怠

国立大学法人一橋大学兼業規程（平成16年４月１日規則第61号）に定める承認又は許可を得る手続きを怠り、兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

（９）　入札談合等に関与する行為

本学が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。

(10)　個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(11)　セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

一　暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。
二　相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。
三　相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(注)　処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとし、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメントその他のハラスメントについても本取扱いを参考としつつ判断する。

２　業務上の取扱い関係

（１）　横領

本学の金品を横領した職員は、懲戒解雇する。

（２）　窃取

本学の金品を窃取した職員は、懲戒解雇する。

（３）　詐取

人を欺いて本学の金品を交付させた職員は、懲戒解雇する。

（４） 研究活動における不正行為

一橋大学における研究活動に係る行動規範（平成19年７月４日制定）に定める研究活動における不正行為を行った職員及び共謀した職員は懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。

（５） 紛失

本学の金品を紛失した職員は、戒告とする。

（６） 盗難

重大な過失により本学の金品の盗難に遭った職員は、戒告とする。

（７） 器物損壊

故意に職場において本学の設備、器物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

（８） 失火

過失により職場において本学の設備、器物の出火を引き起こした職員は、戒告とする。

（９） 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に本学の規程に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(10) 本学の金品・備品等の処理不適正

自己保管中の本学の金品の流用等又は備品等の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

(11) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、業務の運営支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

３ 業務外非行関係

（１） 放火

放火をした職員は、懲戒解雇する。

（２） 殺人

人を殺した職員は、懲戒解雇する。

（３） 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

（４） 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

（５） 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

（６） 横領

自己の占有する他人の物（本学の金品を除く。）を横領した職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。

（７） 窃盗・強盗

一 他人の財物を窃取した職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。

二 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、懲戒解雇する。

（８） 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。

（９） 賭博

一 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

二 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、懲戒解雇する。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12)　淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。

(13)　痴漢行為

公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。

4　交通事故・交通法規違反関係

（1）　飲酒運転

一　酒酔い運転をした職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。この場合において、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、懲戒解雇とする。

二　酒気帯び運転をした職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は懲戒解雇）とする。

三　飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。

（2）　飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

一　人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職とする。

二　人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

（3）　飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(注)　処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

5　監督責任関係

（1）　指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

（2）　非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

ソーシャル・データサイエンス研究科　時間割表

資料９－１

		1	2	3	4	5
月	春	統計分析発展(実践)	SDS特論	高頻度資産価格データ分析		演習／副演習
	夏	清水千弘	小町守	渡部敏明		各教員
	秋		機械学習発展(実践)	政治学の実証分析		演習／副演習
	冬		谷田川達也	勝又裕斗		各教員
火	春	統計分析発展(学術)	DSのＥＬＳＩ	ビッグデータによる経済予測 植松良公		演習／副演習
	夏	植松良公	寺田麻佑			各教員
	秋	超高齢社会と科学技術	機械学習発展(学術)	政策評価の計量分析 今井晋	ビッグデータと指数理論 清水千弘	演習／副演習
	冬	檜山敦	本武陽一	技術と法 寺田麻佑		各教員
水	春	研究指導	研究指導			
	夏	各教員	各教員			
	秋	研究指導	研究指導　各教員	サービス工学		
	冬	各教員	DXイノベーション　妹尾大	竹中毅		
木	春					演習／副演習
	夏					各教員
	秋					演習／副演習
	冬					各教員
金	春	空間情報を用いた社会経済分析	ベイズ統計学によるマーケティング	ビッグデータによる経済予測 植松良公	認知社会シミュレーション	リサーチ・ワークショップⅠ
	夏	城田慎一郎	分析 加藤諒		鈴木真介	渡部敏明
	秋			政策評価の計量分析 今井晋	ビッグデータと指数理論 清水千弘	リサーチ・ワークショップⅡ
	冬			技術と法 寺田麻佑		渡部敏明

赤字は必修科目を示す

資料10－１

一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科運営協議会に関する申合せ（案）

令和　　年　　月　　日
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授会

（目的）
第１条　本申合せは、一橋大学教授会通則（平成16年規則第７号、以下「教授会通則」という。）第５条第１項に基づき、一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授会（以下「教授会」という。）が設置する一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科運営協議会（以下「研究科運営協議会」という。）の任務、組織、その他必要な事項を定めることを目的とする。

（審議事項）
第２条　研究科運営協議会は、次に掲げる事項について教授会からの付託を受けた場合、協議、調整又は審議を行い、その結果を教授会へ報告する。
一　一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科（以下「本研究科」という。）の人事に関する事項
二　本研究科の予算配分に関する事項
三　本研究科に係る中期目標及び中期計画の進捗並びに認証評価、法人評価及び自己点検・評価等の評価に関する事項
四　本研究科の広報に関する事項
五　本研究科のファカルティ・ディベロップメントに関する事項
六　本研究科における研究に関する事項
七　その他本研究科の運営に関する事項のうち、教授会が必要と判断する事項
２　前項に規定する審議を行った場合、教授会通則第５条第２号の規定に基づき、研究科運営協議会の議決をもって教授会の議決とする。

（組織）
第３条　研究科運営協議会は次に掲げる委員をもって組織する。
一　研究科長
二　教育研究評議会評議員
三　研究科の教員から研究科長が指名する者　若干人

（委員長）
第４条　研究科運営協議会に委員長を置き、前条第１号の委員をもって充てる。
２　委員長は、研究科運営協議会を主宰する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第５条　第３条第３号の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員以外の者の出席）

第６条　研究科運営協議会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第７条　研究科運営協議会は、専門的事項を審議するため、必要に応じてワーキンググループ、プロジェクトチームその他の専門委員会を設置することができる。

（合同開催）

第８条　研究科運営協議会は、委員長が必要と認めたときは、一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部運営協議会と合同して開催し、議決することができる。

（雑則）

第９条　この申合せに定めるもののほか必要な事項は、研究科運営協議会が別に定める。

附　則

この申合せは、令和　年　月　日より施行する。

資料10－２

一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教育協議会に関する申合せ（案）

令和　　年　　月　　日
一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授会

（目的）
第１条　本申合せは、一橋大学教授会通則（平成 16 年規則第７号、以下「教授会通則」という。）第５条第１項に基づき、一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授会が設置する一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教育協議会（以下「研究科教育協議会」という。）の任務、組織、その他必要な事項を定めることを目的とする。

（審議事項）
第２条　研究科教育協議会は、次に掲げる事項について教授会からの付託を受けた場合、協議、調整又は審議を行い、その結果を教授会へ報告する。
一　一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程の編成に関する事項
二　本研究科の入学者選抜に関する事項
三　本研究科の外国人留学生の受入に関する事項
四　本研究科の学生の課程の修了及び学位の授与に関する事項
五　その他本研究科の教育課程に関する事項のうち、教授会が必要と判断する事項
２　前項に規定する審議を行った場合、教授会通則第５条第２号の規定に基づき、研究科教育協議会の議決をもって教授会の議決とする。

（組織）
第３条　研究科教育協議会は次に掲げる委員をもって組織する。
一　研究科長
二　教育研究評議会評議員
三　大学院教育専門委員会委員
四　その他研究科長が必要と認めた者

（委員長）
第４条　研究科教育協議会に委員長を置き、前条第１号の委員をもって充てる。
２　委員長は、研究科教育協議会を主宰する。
３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（委員以外の者の出席）

第５条　研究科教育協議会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第６条　研究科教育協議会は、専門的事項を審議するため、必要に応じてワーキンググループ、プロジェクトチームその他の専門委員会を設置することができる。

（合同開催）

第７条　研究科教育協議会は、委員長が必要と認める時は、一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部教育協議会と合同して開催し、議決することができる。

（雑則）

第８条　この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、研究科教育協議会が別に定める。

附　則

この申合せは、令和　年　月　日より施行する。

資料 12－１

一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科
学位論文に係る評価に当たっての基準

【修士課程】

１．学位論文が満たすべき水準

論文提出者が、社会科学とデータサイエンスの高度な知識を用いてビジネスや社会課題を理解、分析し解決できる能力及び社会科学とデータサイエンスの高度な知識が有機的に融合した学術領域に貢献できる研究能力を有していることが示されていること。

２．審査委員の体制

審査は３人（主査１人、副査２人）の審査員により行う。

３．審査の方法

論文審査及び口述試験により行う。

４．審査項目

１）修士学位論文は新規性・独創性があり、ソーシャル・データサイエンスにおける新しい知見をもたらす考察、又は、同分野における分析や調査の遂行に必要な基礎知識・理解力・問題解決能力などを証明する考察を含んだ論文であること。

２）先行研究や関連研究に関する文献などが広く調べられ、理解されているとともに、各研究分野における学位論文の位置づけが適切に表現されていること。

３）研究倫理を遵守していること。

４）論旨が明快であり、適切な構成、表現、体裁によっていること。

ソーシャル・データサイエンス研究科の教育改善システム

資料13－1

ソーシャル・データサイエンス研究科教授会／
ソーシャル・データサイエンス研究科教育協議会

ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センターとの連携

教育改善・FDのための全学的取組

国際通用性のあるカリキュラムの改善及び効果的な実施に関する取組

ファカルティ・ディベロップメント

調査による国際動向の把握

国際会議での研究発表、研究者間の交流に基づく動向把握

ソーシャル・データサイエンス研究科所属教員

外部からの評価や意見を教育内容の改善につなげる取組

産官学連携プラットフォーム
・政策機関
・民間企業
国内外の大学・研究機関
国内・国際学会

データサイエンス系大学教育組織連絡会
・滋賀大学
・総合研究大学院大学
・長崎大学
・兵庫県立大学
・立正大学
・群馬大学
（2022年3月現在）

アドバイザリーボード
・東京工業大学
・滋賀大学
・産業技術総合研究所
・統計数理研究所

連携大学・研究機関
・東京工業大学
・産業技術総合研究所
・統計数理研究所